

# 今別町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



青森県東津軽郡今別町

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| <b>基本的な事項</b> . . . . .                    | 1  |
| (1) 今別町の概況 . . . . .                       | 1  |
| ア 自然 . . . . .                             | 1  |
| イ 過疎の状況 . . . . .                          | 3  |
| ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向 . . . . . | 6  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 . . . . .                 | 7  |
| ア 人口の推移と見通し . . . . .                      | 7  |
| イ 産業の現況と動向 . . . . .                       | 9  |
| (3) 行財政の状況 . . . . .                       | 12 |
| ア 行政の現況と動向 . . . . .                       | 12 |
| イ 財政の現況と動向 . . . . .                       | 14 |
| ウ 主要公共施設等の整備状況 . . . . .                   | 15 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 . . . . .                | 18 |
| (5) 地域の持続的発展の基本方針のための基本目標 . . . . .        | 19 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 . . . . .             | 20 |
| (7) 計画期間 . . . . .                         | 20 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . .              | 20 |
| <br>                                       |    |
| <b>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> . . . . .       | 23 |
| (1) 現況と問題点 . . . . .                       | 23 |
| ア 移住・定住 . . . . .                          | 23 |
| イ 地域間交流 . . . . .                          | 23 |
| ウ 人材育成 . . . . .                           | 24 |
| (2) その対策 . . . . .                         | 24 |
| ア 移住・定住 . . . . .                          | 24 |
| イ 地域間交流 . . . . .                          | 25 |
| ウ 人材育成 . . . . .                           | 25 |
| (3) 計画 . . . . .                           | 26 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .             | 29 |
| <br>                                       |    |
| <b>産業の振興</b> . . . . .                     | 30 |
| (1) 現況と問題点 . . . . .                       | 30 |
| ア 農業 . . . . .                             | 30 |
| イ 畜産業 . . . . .                            | 30 |
| ウ 林業 . . . . .                             | 31 |
| エ 漁業 . . . . .                             | 31 |
| オ 地産地消・食育の推進 . . . . .                     | 32 |
| カ 起業の促進 . . . . .                          | 32 |
| キ 商業 . . . . .                             | 32 |
| ク 工業 . . . . .                             | 33 |
| ケ 雇用 . . . . .                             | 33 |
| コ 観光及びレクリエーション . . . . .                   | 33 |
| (2) その対策 . . . . .                         | 34 |
| ア 農業 . . . . .                             | 34 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| イ 畜産業                | 35 |
| ウ 林業                 | 35 |
| エ 漁業                 | 35 |
| オ 地産地消・食育の推進         | 36 |
| カ 起業の促進              | 36 |
| キ 商業                 | 36 |
| ク 工業                 | 36 |
| ケ 雇用                 | 37 |
| コ 観光及びレクリエーション       | 37 |
| (3) 計画               | 38 |
| (4) 産業振興促進事項         | 39 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 41 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| <b>地域における情報化</b>     | 42 |
| (1) 現況と問題点           | 42 |
| (2) その対策             | 42 |
| (3) 計画               | 43 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 43 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>交通施設の整備、交通手段の確保</b> | 44 |
| (1) 現況と問題点             | 44 |
| ア 国道及び県道               | 44 |
| イ 町道                   | 44 |
| ウ 橋梁                   | 45 |
| エ 交通確保対策               | 45 |
| (2) その対策               | 45 |
| ア 国道及び県道               | 45 |
| イ 町道                   | 45 |
| ウ 橋梁                   | 46 |
| エ 交通確保対策               | 46 |
| (3) 計画                 | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 48 |

|                |    |
|----------------|----|
| <b>生活環境の整備</b> | 49 |
| (1) 現況と問題点     | 49 |
| ア 水道施設         | 49 |
| イ 下水処理施設       | 49 |
| ウ し尿処理及びごみ処理   | 49 |
| エ 消防・救急・防災施設   | 50 |
| オ 空き家対策        | 50 |
| カ 環境の整備        | 50 |
| (2) その対策       | 51 |
| ア 水道施設         | 51 |
| イ 下水処理施設       | 51 |
| ウ し尿処理及びごみ処理   | 51 |
| エ 消防・救急施設      | 51 |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| オ 空き家対策                            | 51        |
| カ 環境の整備                            | 52        |
| (3) 計画                             | 52        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合               | 53        |
| <b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> | <b>54</b> |
| (1) 現況と問題点                         | 54        |
| ア 児童福祉                             | 54        |
| イ 高齢者福祉                            | 54        |
| ウ 障がい者福祉                           | 54        |
| エ 健康づくり                            | 55        |
| (2) その対策                           | 55        |
| ア 児童福祉                             | 55        |
| イ 高齢者福祉                            | 55        |
| ウ 障がい者福祉                           | 56        |
| エ 健康づくり                            | 57        |
| (3) 計画                             | 58        |
| <b>医療の確保</b>                       | <b>63</b> |
| (1) 現況と問題点                         | 63        |
| (2) その対策                           | 63        |
| (3) 計画                             | 64        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合               | 64        |
| <b>教育の振興</b>                       | <b>65</b> |
| (1) 現況と問題点                         | 65        |
| ア 学校教育                             | 65        |
| イ 社会教育                             | 65        |
| ウ スポーツ・レクリエーション                    | 65        |
| エ 芸術・文化                            | 66        |
| (2) その対策                           | 66        |
| ア 学校教育                             | 66        |
| イ 社会教育                             | 67        |
| ウ スポーツ・レクリエーション                    | 68        |
| エ 芸術・文化                            | 68        |
| (3) 計画                             | 69        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合               | 72        |
| <b>集落の整備</b>                       | <b>73</b> |
| (1) 現況と問題点                         | 73        |
| (2) その対策                           | 73        |
| <b>地域文化の振興等</b>                    | <b>74</b> |
| (1) 現況と問題点                         | 74        |

|   |           |
|---|-----------|
| (2) その対策                                    | 74        |
| (3) 計画                                      | 74        |
| <b>再生可能エネルギーの利用の推進</b>                      | <b>75</b> |
| (1) 現況と問題点                                  | 75        |
| (2) その対策                                    | 75        |
| (3) 計画                                      | 75        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                        | 75        |
| <b>その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>                  | <b>76</b> |
| (1) 現況と問題点                                  | 76        |
| (2) その対策                                    | 76        |
| (3) 計画                                      | 77        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                        | 77        |
| <b>事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b> | <b>78</b> |

## 基本的な事項

### (1) 今別町の概況

#### ア 自然

##### (ア) 位置と地勢

今別町は、青森県津軽半島北端の中央部に位置し、北は津軽海峡に面し、南西は中山山脈を境に五所川原市市浦、東は外ヶ浜町平館、西は外ヶ浜町三厩、南は外ヶ浜町蟹田に隣接した東西 17km、南北 14km で総面積 125.27km<sup>2</sup> を有する臨海山村である。

地形は、町の中心地である今別川流域低地の西方を津軽半島脊梁山脈の北部山塊が、東北部は袴腰岳（707m）を中心とする袴腰地塊が取り囲み、これら山地の標高 500m 線あたりから、北部海岸線に向かって緩傾斜、半摺鉢形状の様相を呈しており、沿岸部は昭和 50 年に津軽国定公園に指定されている。

また、河川は町のほぼ中央部を南北に縦断する今別川、長川など 15 の中小河川が三厩湾に注ぎ、その流域部を中心に平地が展開しており、今別川流域と海岸線に 11 集落が散在している。平坦地と丘陵地に 699ha の農用地を有し、町土の約 86% は山林が占めている。

地質については、今別川、長川などの流域での河、海岸平野堆積物による沖積層以外は、今別安山岩類と青灰色細粒砂岩、青灰色砂質シルト岩を主とした蟹田層によって占められている。

##### (イ) 気象

当町の気象は、裏日本式気候に属し、気候的には津軽海峡に面しているため、潮流の影響を受けやすく、夏季はオホーツク海の冷気を含んだ偏東風（やませ）が吹くため、冷涼な日が多く農作物に悪影響を与え冷害に見舞われやすい。漁業にとっても出漁不能の状態がしばしば生じる。冬季は偏西風が吹き、降雪も 11 月から 3 月下旬まで続き積雪も多く、昭和 54 年に特別豪雪地帯に指定されている。

また、降水量も多く年間 1,190.5 mm で、12 月頃が最も多い。年間平均気温は 10.3℃、年間日照時間は 1,530.7 時間、風は冬季には北北西で夏季は南東風となっている。

##### (ウ) 歴史

当町の発祥は極めて古く、今から 1,210 余年前平城天皇の大同 2 年（807 年）坂上田村麻呂将軍が蝦夷征伐の際に、この地に止まり神助を得て速やかに付近の蝦夷を平定することができたので、同年この地を「今淵阜内の郷」と称して、一社を建立し、守護神である八幡大神を鎮め部を残し、奉仕させたのがそもそもの始めとされている。

鎌倉時代については、津軽は六郡（平賀、田舎、鼻和、奥法、入間、有間）と外が浜に分かれており、当町は外が浜に属していた。

藩政時代になると、津軽六郡を廃して平賀、田舎、鼻和の三郡に分け、なお外ヶ浜はその域外に置かれた。後に郡を庄と改め、当町は田舎一ノ庄後潟組に属することとなり、この後、後潟組は上磯地区のうち油川以北旧 40 ヶ村をもって組織されていた。

四代藩主津軽信政の時代に四浦、五浦の制を設けることとなり、青森、鯨ヶ沢、深浦、十三の四町は四浦として、各々町奉行二人と補助機関が置かれた。碓ヶ関、大間越、野内は三浦となり、町奉行が置かれ関門の事務にあたった。当時、蟹田、今別は二浦といわれ、町奉行は付近山林の木材の移出管掌にあたり、この行政組織は明治の世まで続いた。

明治 4 年廃藩置県が実施され、旧今別村は、蟹田第 5 小区の、旧一本木村は下後潟組第一区 5 小区の管轄となった。

明治 21 年町村制が公布され、旧今別村は三厩村と分離して今別村に、旧一本木村は、明治 23 年平館村から分離して一本木村にそれぞれ改称された。昭和 30 年今別村と一本木村が合併して今別町となり、今日に至っている。

(エ) 社会的、経済的条件

a 土地利用

当町の総面積は 125.27km<sup>2</sup> であり、森林地域がほとんどで、山林が総面積の約 83% を占める。このうち国有林は約 85% を占め典型的な中山間地域で、かつ平坦地が少ないことから、町の産業振興を制約する要因となっている。

農用地については、採草放牧地 (77ha) を含めて 5.58% (699ha) と少なく耕作放棄地や遊休地等の雑種地が増加している傾向にある。

また、原野面積が 485ha と比較的多く、野生動物の生息地等貴重な自然資源を形成しているので、計画的かつ効率的に利活用するなど土地の利用率向上が必要である。

第1表 土地利用状況 (農地台帳、東青地域森林計画)

| 区 分 | 総面積    | 農用地  |      |       | 宅地   | 山林   | うち国有林  |       | 原野   |
|-----|--------|------|------|-------|------|------|--------|-------|------|
|     |        | 田    | 畑    | 採草放牧地 |      |      |        |       |      |
| 面 積 | 12,527 | 699  | 508  | 114   | 77   | 104  | 10,418 | 8,847 | 485  |
| 構成比 | 100    | 5.58 | 4.06 | 0.91  | 0.61 | 0.83 | 83.16  | 70.62 | 3.87 |

(単位：ha、%)

b 経済圏

当町の経済圏である県都青森市までは、約 50km の距離にあり、道路網は国道 280 号 (青森市～今別町～外ヶ浜町三厩) と主要地方道今別蟹田線及び鉄道の北海道新幹線 (青森市～今別町～北海道)、JR 津軽線 (青森市～今別町～外ヶ浜町三厩) が交通の動脈的役割を果たしているが、日常生活圏は青森市に大きく依存している。

また、主要地方道鯨ヶ沢蟹田線の改良により時間的距離が短縮されたため、背後となる西北五地域も圏域となり、更には平成 28 年 3 月 26 日北海道新幹線の開業により北海道道南地域との時

間的距離は大幅に短縮されたことにより、青森地域広域市町村圏の母都市でもある青森市への経済的依存に若干の変化が見られる。

c 産業の概況

産地間競争の激化や天候不順、後継者不足による高齢化の進展で第一次産業の就業者数は減少しているものの、町内総生産は増加していることから、町としては農林漁業を今後の基幹産業として位置付けることとしている。

第2表 町内総生産（令和4年度市町村民経済計算）（単位：百万円、%）

| 区 分   | 平成30年度 | 令和元年度 |     | 令和2年度 |       | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       |
|-------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 実数     | 実数    | 増減  | 実数    | 増減    | 実数    | 増減    | 実数    | 増減    |
| 町内総生産 | 5,933  | 5,961 | 0.5 | 5,431 | △ 8.9 | 5,393 | △ 0.7 | 4,997 | △ 7.3 |
| 第一次産業 | 192    | 183   | －   | 161   | －     | 129   | －     | 164   | －     |
| 第二次産業 | 1,379  | 145   | －   | 1,105 | －     | 1,177 | －     | 1,103 | －     |
| 第三次産業 | 4,396  | 4,366 | －   | 4,223 | －     | 4,133 | －     | 3,832 | －     |

※町内総生産は税控除後の数値であり、第一次産業、第二次産業、第三次産業の合計とは一致しない。

イ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

町の総人口は、令和2年の国勢調査が2,334人で、前回調査（平成27年2,756人）より422人（15.3%）の減少となっており、少子高齢化が深刻な問題となっている。

人口減少は雇用の場が不足していることに起因する若年層を中心とした町外転出が主因となっていたが、総合的な少子高齢化による自然減も無視できない大きな要因となっていることから、今後も町の産業経済、社会は少子高齢化という人口構造の影響を受けることが予測される。

(イ) これまでの対策、課題、見通し等

a 産業の振興

当町ではこれまで、農業生産基盤を中心に整備し、平成22年度からは、清川下流地区、大川平下流地区、大川平上流地区の農業用排水路事業及びふるさと農道緊急整備事業等により、生産基盤の整備を図ってきた。

生産基盤では、畑転換地の地域特性農産物を灌水から守り、生産の安定と点在する農地を連結させ農産物の荷傷み防止が図られた。

平成27年度からは、二股地区を始めとするほ場整備事業を推進し、担い手の農地集約や生産条件整備による農業経営の向上、農地中間管理事業の効果的利用など農業の振興を図ることとしており、今後は多面的機能支払制度により地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、道路等）の質的向上を図る活動を支援して行くこととしている。

林業については、森林経営管理制度により意向調査を実施するなど適切な森林管理を行っていくとともに、ナラ枯れ被害による道路などの危険木の処理を実施していくこととしている。

観光産業の振興では、津軽国定公園裳月海岸の整備を計画的に進め観光客誘致を図るとともに、町の玄関口である北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業にあわせ、平成 27 年 4 月に道の駅いまべつをリニューアルしたことにより、観光の拠点としての役割を果たすとともに、特産品の展示販売と広域的な観光情報などの発信の場として観光振興に寄与している。今後は既存の農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性を生かした新たな産業の創造や再構築が必要である。また、多角的貿易交渉や規制緩和に伴って、農家の組織化等農業の合理的・効率的経理による振興、企業誘致、観光戦略等を有機的に連携し展開することで、産業構造の質的高度化へ向けた積極的な転換が課題である。

#### b 交通通信体系の整備

通信体系では、これまでに防災行政無線を整備し全町一斉へ災害情報などの伝達が可能となり、災害に係る情報の収集については、機動力のある防災車をメインに職員参集システム、警報等掲示板を整備してきた。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備されたことにより、住民に地震などの緊急情報を瞬時に伝達することができるようになった。

住民への町からの情報サービスについては、地域インターネットを整備し提供してきたものの ADSL 等を利用できなかった地域もあり、平成 22 年度に全町に光ファイバーを整備したことにより、情報の地域格差の是正が図られた。今後はより良い情報サービスを提供するための環境整備が必要とされる。

交通体系の道路整備は、町内はもとより地域を相互に結びつける基礎的基盤であり、地域自立のための機会を均等化し地域づくりの役割を担っている。蟹田・脇野沢間にはフェリーが就航し、青森市には東北縦貫自動車道、国道 4・7 号の幹線が通って、平成 22 年 12 月には東北新幹線が全線開業し、更には平成 28 年 3 月に北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業したことから、地域の課題としてはこれらの集積を効率的に利活用できる体制の構築が必要である。

#### c 生活環境の整備

消防・防災対策として、近年の複雑多様化する社会の防災・災害に対処するために、「今別町地域防災計画」に基づき、迅速かつ確実に住民の生命と財産を守るとともに、老朽化が著しい消防設備の更新や整備を行ってきた。

町消防団の組織の充実及び消防力の向上を図るうえで、高齢化が進み、減少する消防団員の確保に努め、社会情勢の変化に対応した消防・救急体制づくりが必要である。

#### d 高齢者福祉、児童福祉及び障がい福祉の増進

少子高齢化の急速な進展とそれに伴うニーズの多様化が見込まれる中で、「今別町地域福祉計画」や「今別町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、健やかで生きがいのあるまちづくりに向け総合的な健康づくり体制の確立、社会福祉協議会との連携による地域福祉体制の整備、高齢者や障

がい者がいきいきと暮らせる介護・自立支援の環境づくり、子育て環境の整備等を推進してきた。その中でも少子化に向け、子育て支援策として、出産祝金等の給付、高校生世代までの医療費の助成、各種健診、保育料の完全無償化など子育て支援の充実に図ってきた。また高齢者対策として、地区による安否確認や配食サービスを実施し見守り体制を強化するとともに、地域の中で、住民同士が交流できる通いの場づくりの充実に図ってきた。

これからも高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、ともに支え合う地域づくりを目指す。

e 医療の確保

今別町国民健康保険今別診療所は昭和 49 年に開設し、小規模ではあるが地域医療に努め地域になくてはならない医療機関である。

医療における様々な課題を解決していくために、関係機関と緊密な連携により環境整備に努めてきたところであり、また国民健康保険事業についても健全な運営、医療費の適正化及び保健健康指導を推進してきた。

高齢化比率の高い今別町では、今後ますます医療費が増えていくことが予想される中、医療における様々な課題を解決していくために、引き続き医療機関の環境整備に努めるとともに、国民健康保険事業の健全な運営に向けた対策を進めていくこととする。

f 教育文化の振興

町では、教育文化の振興として ICT 整備に力を入れ、1 人 1 台のタブレット端末の整備や Wi-Fi 環境の整備を推進してきた。そして、児童の安全・安心を守るため「放課後こども教室」を実施しているほか、学校と地域が連携・協働できるようコミュニティスクールの整備や学校支援活動を実施している。また、子育てしやすい環境を整えるため学校給食の無償化、新入学児童及び生徒への運動着及び制服購入費の助成、町奨学金の免除規程を制定するなどの取り組みを行ってきた。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかからず、抜本的な対策を見いだせない危機的状况にあり、これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するため、社会を構成するすべての人が当事者として危機感を共有し、自らの課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められている。そして、教育こそが人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が続く少子化、高齢化を踏まえ、一人ひとりが生涯にわたり能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。

このような社会の実現に向け、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネット」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的な方向性として位置付け、それを実現するための方策を示す必要がある。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向

### (ア) 産業構造の変化

令和2年国勢調査による町の総就業人口は955人で、うち第一次産業は143人、第二次産業は247人、第三次産業は565人となっているが、過去5ヵ年で11.2%も減少し、高齢化の進展と若年層の流出が生産年齢人口総数にも減少傾向が現れ、特に第二次産業における就業人口(△23.3%)の減少が目立っている。

これまでの就業構造の特徴を見てみると、社会情勢の変化に伴い、第一次産業から第三次産業へと移行してきている。現在では第三次産業就業者は、当町の就業人口の過半数以上を占める割合となっている。一方、第一次産業就業者は年々減少しており、農林業では若年労働者の都市部への流出による担い手不足、高齢化等により農地の荒廃を生み出している。水産業についても近年の気象状況の変化に伴う漁獲量の減少や後継者不足が問題となっている。

町内総生産額では、令和4年度は49億9,700万円で、令和3年度と比較すると7.3%の減となっており減少傾向にある。

### (イ) 地域の経済的な立地特性

昭和33年に国鉄津軽線が開通するまで、地域の交通手段は、古くから海上交通が主役をなし、上磯地域の産業、経済に大きく寄与してきた。

津軽線及び昭和63年には青函トンネルの完成に伴いJR津軽海峡線が開業した。平成28年3月には北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」が開業したが、駅開業の効果を地域の活性化につなげていくための施策を展開していくことが課題となっている。

モータリゼーションの進展に伴い日常生活をはじめ医療や教育、文化など青森市の経済圏に大きく依存し、県都、商業圏に対する集中も拡大を続けているが、国道280号は幅員の狭隘や冬期間の通行難等交通基盤整備の遅れが地域活性化のマイナス要因となっている。

### (ウ) 社会経済的発展の方向

#### a 青森県基本計画「青森新時代」への架け橋

青森県では令和6年度において「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定し、目指す姿の具体像として、次の7つの政策テーマ(しごと・健康・こども・環境・交流・地域社会・社会資本)と、6つの圏域ごとに策定した地域別取組方針に沿って取組を推進する。

東青地域の取組方針は『活力と魅力あふれる地域づくり』、『「安全・安心な食」と「優れた人材」を次世代へつなぐ持続可能な農林水産業の実現』、『ニーズの変化に対応した新しい価値観による観光の推進』、『一人ひとりが健康で共に支え合う地域社会の実現』となっている。

#### b 発展の方向

経済的基盤の確立(生業(なりわい)づくり)を実現するための経済発展を図るため、経営近代化のための施設整備を図り、通年農業や複合経営を積極的に推進するとともに、畜産の振興や藻場などの増養殖事業を推進し所得向上に努める。

観光面では、津軽国定公園裳月海岸を中心とした海浜レクリエーション施設を計画的に整備し、圏域観光施設と津軽国定公園との繋がりを強め、広域観光を推進し交流人口の拡大を図る。

ともに支え合い安心して老後を迎えることができる地域社会を実現するため、町と住民が連携し自主的・主体的な取り組みを行っていく。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と見通し

国勢調査によると令和2年の人口は2,334人、令和7年は2,100人を割り2,067人であった。

令和7年3月に策定した「第6次今別町総合計画」では、これまでの総人口の推移や出生率低下等自然的・社会的動態勘案のうえ、就業機会の伸び悩みなど社会経済情勢の影響を考慮し、令和12年は1,674人と推計し、令和7年の人口と令和12年を比較すると414人が減少すると推計された。

町の総人口は、昭和30年の8,144人をピークとして年々減少している。

昭和35年の国勢調査8,068人と比較すると、昭和50年には7,208人で減少率は10.7%、平成2年には4,978人で減少率は38.3%、平成17年には3,816人で減少率は52.7%、平成27年には2,756人で減少率は65.8%と大きな減少率となっている。

さらに、令和2年3月31日と令和7年3月31日の住民基本台帳人口を比較すると13.8%の大きな減少率を示している。今後も、少子高齢化等による人口構造の変化と総人口の減少が進むことが予想され、当町の社会経済にも大きな影響を与えることになる。

また、長期的な見通しとして、第3期今別町人口ビジョンにおいて2045年の人口を1,014人としている。

第3表 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

| 区 分               | 昭和35年 |     | 昭和40年 |        | 昭和45年 |        | 昭和50年 |        | 昭和55年 |        |
|-------------------|-------|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                   | 実数    | 増減率 | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    |
| 総 数               | 8,068 |     | 7,657 | △ 5.1  | 7,358 | △ 8.8  | 7,208 | △ 10.7 | 7,113 | △ 11.8 |
| 0歳～14歳            | 3,310 |     | 2,976 | △ 10.1 | 2,419 | △ 26.9 | 2,002 | △ 39.5 | 1,637 | △ 50.5 |
| 15歳～64歳           | 4,314 |     | 4,159 | △ 3.6  | 4,329 | 0.3    | 4,528 | 5.0    | 4,710 | 9.2    |
| うち15歳～29歳 (a)     | 1,752 |     | 1,388 | △ 20.8 | 1,413 | △ 19.3 | 1,524 | △ 13.0 | 1,570 | △ 10.4 |
| 65歳以上 (b)         | 444   |     | 522   | 17.6   | 610   | 37.4   | 678   | 52.7   | 766   | 72.5   |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | 21.7  |     | 18.1  | —      | 19.2  | —      | 21.1  | —      | 22.1  | —      |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | 5.5   |     | 6.8   | —      | 8.3   | —      | 9.4   | —      | 10.8  | —      |

| 区 分               | 昭和60年 |        | 平成2年  |        | 平成7年  |        | 平成12年 |        | 平成17年 |        |
|-------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                   | 実数    | 増減率    |
| 総 数               | 6,099 | △ 24.4 | 4,978 | △ 38.3 | 4,737 | △ 41.3 | 4,124 | △ 48.9 | 3,816 | △ 52.7 |
| 0歳～14歳            | 1,325 | △ 60.0 | 1,006 | △ 69.6 | 698   | △ 78.9 | 465   | △ 86.0 | 312   | △ 90.6 |
| 15歳～64歳           | 3,873 | △ 10.2 | 2,976 | △ 31.0 | 2,878 | △ 33.3 | 2,329 | △ 46.0 | 2,087 | △ 51.6 |
| うち15歳～29歳 (a)     | 945   | △ 46.1 | 544   | △ 68.9 | 575   | △ 67.2 | 454   | △ 74.1 | 423   | △ 75.9 |
| 65歳以上 (b)         | 901   | 102.9  | 996   | 124.3  | 1,161 | 161.5  | 1,330 | 199.5  | 1,417 | 219.1  |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | 15.5  | —      | 10.9  | —      | 12.1  | —      | 11.0  | —      | 11.1  | —      |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | 14.8  | —      | 20.0  | —      | 24.5  | —      | 32.3  | —      | 37.1  | —      |

| 区 分               | 平成22年 |        | 平成27年 |        | 令和2年  |        |
|-------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                   | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    |
| 総 数               | 3,217 | △ 60.1 | 2,756 | △ 65.8 | 2,334 | △ 69.5 |
| 0歳～14歳            | 208   | △ 93.7 | 139   | △ 95.8 | 105   | △ 96.5 |
| 15歳～64歳           | 1,589 | △ 63.2 | 1,225 | △ 71.6 | 939   | △ 77.4 |
| うち15歳～29歳 (a)     | 240   | △ 86.3 | 182   | △ 20.5 | 146   | △ 7.1  |
| 65歳以上 (b)         | 1,420 | 219.8  | 1,392 | 213.5  | 1,290 | 147.1  |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | 7.5   | —      | 6.6   | —      | 6.3   | —      |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | 44.1  | —      | 50.5  | —      | 55.3  | —      |

※表の増減率は昭和35年との比較によるものである。

第4表 人口の推移（住民基本台帳）

（単位：人、％）

| 区 分 | 平成17年3月31日 |       | 平成22年3月31日 |       |        | 平成27年3月31日 |       |        |
|-----|------------|-------|------------|-------|--------|------------|-------|--------|
|     | 実 数        | 構成比   | 実 数        | 構成比   | 増減率    | 実 数        | 構成比   | 増減率    |
| 総 数 | 4,057      | 100.0 | 3,491      | 100.0 | △ 14.0 | 2,961      | 100.0 | △ 15.2 |
| 男   | 1,911      | 47.1  | 1,642      | 47.0  | △ 14.1 | 1,387      | 46.8  | △ 15.5 |
| 女   | 2,146      | 52.9  | 1,849      | 53.0  | △ 13.8 | 1,574      | 53.2  | △ 14.9 |

| 区 分             | 令和2年3月31日 |      |        | 令和7年3月31日 |      |        |   |
|-----------------|-----------|------|--------|-----------|------|--------|---|
|                 | 実数        | 構成比  | 増減率    | 実数        | 構成比  | 増減率    |   |
| 総数<br>（外国人住民除く） | 2,553     | 100  | △ 13.8 | 2,067     | 100  | △ 19.0 |   |
| 男<br>（外国人住民除く）  | 1,222     | 47.9 | △ 11.9 | 980       | 47.4 | △ 19.8 |   |
| 女<br>（外国人住民除く）  | 1,331     | 52.1 | △ 15.4 | 1,087     | 52.6 | △ 18.3 |   |
| 参考              | 男（外国人住民）  | 2    | 50     | -         | 3    | 60     | - |
|                 | 女（外国人住民）  | 2    | 50     | -         | 2    | 40     | - |

### イ 産業の現況と動向

町の産業構造は、昭和55年までは横ばいであったが、昭和55年に第一次産業26.4%、第二次産業36.2%、第三次産業37.3%であったものが、令和2年では第一次産業15.0%、第二次産業25.9%、第三次産業59.2%となっている。

産業別人口を平成27年と令和2年を比較すると、第一次産業2人、第二次産業75人、第三次産業44人の減少となっている。

低迷している第一次産業からの移行の受け皿となった建設業が青函トンネル工事終了に伴い、これといった就労の場がないため、就業人口そのものが大幅に減少し町外に流出している。

平成3年から平成8年にかけて、町内の雇用増加の要因となったのは企業誘致（製造業3社）による地元雇用の拡大が図られたことが大きな要因となったが、平成11年から平成13年にかけて2社が経営不振を理由に生産拠点を移転したことにより、従業員数・製造品出荷額とも大幅に減少となったものである。

平成27年度の市町村民所得は40億400万円であったが、令和2年度では34億6,100万円と5億4,300万円の減少となっている。

第5表 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分           | 昭和35年            |  | 昭和40年            |             | 昭和45年            |          | 昭和50年            |            | 昭和55年            |          |
|---------------|------------------|--|------------------|-------------|------------------|----------|------------------|------------|------------------|----------|
|               | 実数               |  | 実数               | 増減率         | 実数               | 増減率      | 実数               | 増減率        | 実数               | 増減率      |
| 総 数           | 人<br>3,580       |  | 人<br>3,197       | %<br>△ 10.7 | 人<br>3,377       | %<br>5.6 | 人<br>3,235       | %<br>△ 4.2 | 人<br>3,352       | %<br>3.6 |
| 第一次産業<br>就業人口 | 2,628<br>(73.4%) |  | 2,018<br>(63.1%) | —           | 1,732<br>(51.3%) | —        | 1,104<br>(34.1%) | —          | 886<br>(26.4%)   | —        |
| 第二次産業<br>就業人口 | 358<br>(10.0%)   |  | 509<br>(15.9%)   | —           | 796<br>(23.6%)   | —        | 1,210<br>(37.4%) | —          | 1,215<br>(36.2%) | —        |
| 第三次産業<br>就業人口 | 594<br>(16.6%)   |  | 670<br>(21.0%)   | —           | 849<br>(25.1%)   | —        | 921<br>(28.5%)   | —          | 1,251<br>(37.3%) | —        |

| 区 分           | 昭和60年            |             | 平成2年           |             | 平成7年           |            | 平成12年          |             | 平成17年          |             |
|---------------|------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
|               | 実数               | 増減率         | 実数             | 増減率         | 実数             | 増減率        | 実数             | 増減率         | 実数             | 増減率         |
| 総 数           | 人<br>2,725       | %<br>△ 18.7 | 人<br>2,145     | %<br>△ 21.3 | 人<br>2,235     | %<br>△ 4.2 | 人<br>1,750     | %<br>△ 21.7 | 人<br>1,557     | %<br>△ 11.0 |
| 第一次産業<br>就業人口 | 757<br>(27.9%)   | —           | 561<br>(26.2%) | —           | 585<br>(26.2%) | —          | 315<br>(18.0%) | —           | 306<br>(19.7%) | —           |
| 第二次産業<br>就業人口 | 940<br>(34.6%)   | —           | 671<br>(31.3%) | —           | 793<br>(35.5%) | —          | 649<br>(37.1%) | —           | 503<br>(32.3%) | —           |
| 第三次産業<br>就業人口 | 1,021<br>(37.6%) | —           | 913<br>(42.6%) | —           | 856<br>(38.3%) | —          | 783<br>(44.8%) | —           | 748<br>(48.0%) | —           |

| 区 分           | 平成22年          |             | 平成27年          |             | 令和2年           |            |
|---------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|------------|
|               | 実数             | 増減率         | 実数             | 増減率         | 実数             | 増減率        |
| 総 数           | 人<br>1,285     | %<br>△ 17.5 | 人<br>1,081     | %<br>△ 16.3 | 人<br>1,044     | %<br>△ 3.4 |
| 第一次産業<br>就業人口 | 236<br>(18.4%) | —           | 145<br>(13.4%) | —           | 143<br>(15.0%) | —          |
| 第二次産業<br>就業人口 | 358<br>(27.9%) | —           | 322<br>(29.8%) | —           | 247<br>(25.9%) | —          |
| 第三次産業<br>就業人口 | 690<br>(53.7%) | —           | 609<br>(56.3%) | —           | 565<br>(59.2%) | —          |

※総数には職業不詳者が含まれるため合計と一致しない場合がある。

第6表

●年齢5歳階級別人口の見通し（人）今別町人口ビジョン推計

| 男女計    | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数     | 3,217 | 2,823 | 2,469 | 2,158 | 1,898 | 1,677 | 1,488 | 1,319 | 1,182 | 1,082 | 1,012 |
| 0～4歳   | 39    | 30    | 34    | 35    | 39    | 41    | 44    | 42    | 42    | 43    | 46    |
| 5～9歳   | 74    | 40    | 31    | 35    | 36    | 40    | 42    | 44    | 43    | 42    | 44    |
| 10～14歳 | 95    | 77    | 43    | 33    | 37    | 37    | 40    | 43    | 45    | 43    | 43    |
| 15～19歳 | 101   | 74    | 59    | 36    | 31    | 36    | 39    | 42    | 44    | 46    | 44    |
| 20～24歳 | 74    | 59    | 46    | 45    | 33    | 32    | 41    | 44    | 47    | 49    | 51    |
| 25～29歳 | 65    | 79    | 67    | 52    | 50    | 37    | 35    | 44    | 46    | 49    | 51    |
| 30～34歳 | 101   | 60    | 77    | 67    | 54    | 53    | 40    | 39    | 47    | 50    | 53    |
| 35～39歳 | 136   | 94    | 56    | 73    | 65    | 53    | 53    | 41    | 39    | 48    | 51    |
| 40～44歳 | 115   | 133   | 93    | 56    | 73    | 65    | 54    | 54    | 42    | 40    | 49    |
| 45～49歳 | 157   | 110   | 128   | 90    | 55    | 73    | 65    | 54    | 54    | 42    | 40    |
| 50～54歳 | 229   | 167   | 121   | 138   | 95    | 57    | 72    | 65    | 54    | 54    | 42    |
| 55～59歳 | 296   | 225   | 166   | 121   | 137   | 95    | 57    | 72    | 65    | 54    | 54    |

今別町過疎地域持続的発展計画

|              |        |        |        |        |        |        |     |     |     |     |     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 60～64 歳      | 315    | 286    | 219    | 161    | 118    | 134    | 93  | 56  | 71  | 64  | 54  |
| 65～69 歳      | 284    | 306    | 277    | 212    | 156    | 114    | 129 | 90  | 55  | 68  | 62  |
| 70～74 歳      | 326    | 261    | 282    | 257    | 199    | 147    | 109 | 123 | 85  | 52  | 65  |
| 75～79 歳      | 373    | 294    | 237    | 257    | 236    | 183    | 135 | 100 | 113 | 78  | 48  |
| 80～84 歳      | 239    | 295    | 235    | 193    | 213    | 199    | 158 | 116 | 86  | 97  | 67  |
| 85～89 歳      | 132    | 155    | 197    | 163    | 137    | 156    | 149 | 120 | 87  | 65  | 72  |
| 90 歳以上       | 66     | 80     | 101    | 132    | 134    | 125    | 132 | 132 | 118 | 96  | 76  |
| (再掲) 0～14 歳  | 208    | 146    | 108    | 104    | 112    | 119    | 126 | 129 | 129 | 128 | 133 |
| (再掲) 15～64 歳 | 1,589  | 1,286  | 1,031  | 839    | 711    | 634    | 550 | 510 | 509 | 497 | 489 |
| (再掲) 65 歳以上  | 1,420  | 1,391  | 1,329  | 1,215  | 1,075  | 924    | 812 | 680 | 544 | 457 | 390 |
| (再掲) 75 歳以上  | 810    | 824    | 771    | 745    | 720    | 663    | 575 | 468 | 404 | 336 | 263 |
|              | 2010 年 | 2020 年 | 2030 年 | 2040 年 | 2050 年 | 2060 年 |     |     |     |     |     |

第 7 表

●年齢 5 歳階級別人口の見通し (人) 社人研による推計

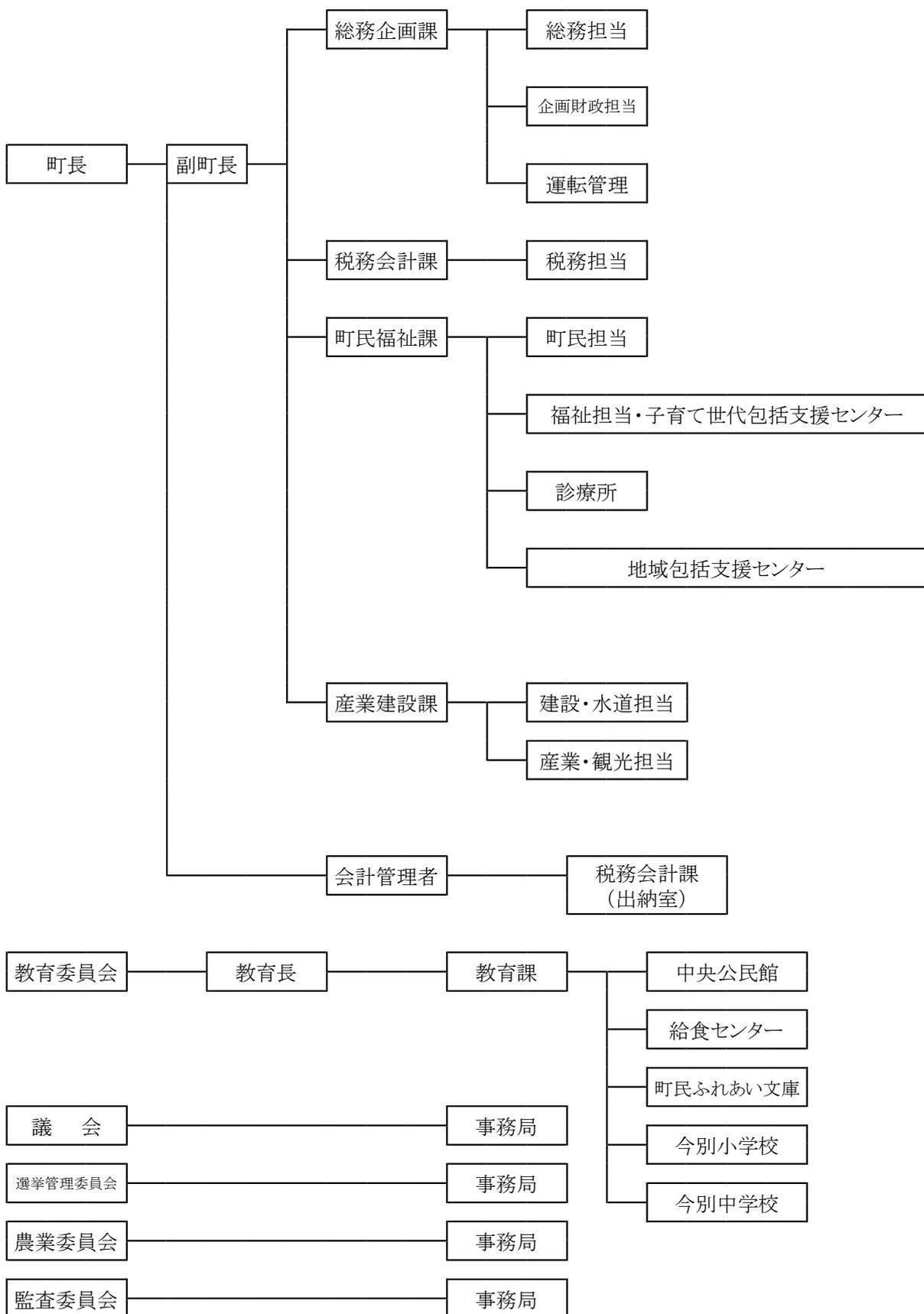
| 男女計          | 2010 年 | 2015 年 | 2020 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 | 2040 年 | 2045 年 | 2050 年 | 2055 年 | 2060 年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数           | 3,217  | 2,823  | 2,463  | 2,117  | 1,811  | 1,538  | 1,295  | 1,075  | 887    | 734    | 605    |
| 0～4 歳        | 39     | 30     | 23     | 17     | 14     | 12     | 10     | 8      | 5      | 4      | 3      |
| 5～9 歳        | 74     | 40     | 30     | 24     | 18     | 15     | 13     | 10     | 8      | 6      | 4      |
| 10～14 歳      | 95     | 77     | 42     | 32     | 25     | 19     | 16     | 14     | 11     | 9      | 6      |
| 15～19 歳      | 101    | 74     | 64     | 35     | 27     | 21     | 16     | 14     | 12     | 10     | 7      |
| 20～24 歳      | 74     | 59     | 52     | 46     | 25     | 19     | 15     | 12     | 10     | 8      | 7      |
| 25～29 歳      | 65     | 79     | 63     | 56     | 50     | 28     | 22     | 17     | 13     | 11     | 10     |
| 30～34 歳      | 101    | 60     | 75     | 60     | 53     | 47     | 27     | 21     | 16     | 12     | 11     |
| 35～39 歳      | 136    | 94     | 57     | 71     | 57     | 51     | 45     | 25     | 20     | 16     | 12     |
| 40～44 歳      | 115    | 133    | 93     | 57     | 71     | 56     | 50     | 45     | 26     | 20     | 16     |
| 45～49 歳      | 157    | 110    | 129    | 89     | 55     | 68     | 54     | 49     | 43     | 25     | 19     |
| 50～54 歳      | 229    | 167    | 118    | 137    | 97     | 62     | 74     | 59     | 52     | 48     | 27     |
| 55～59 歳      | 296    | 225    | 164    | 117    | 136    | 97     | 62     | 75     | 59     | 53     | 48     |
| 60～64 歳      | 315    | 286    | 218    | 160    | 114    | 133    | 95     | 61     | 73     | 58     | 52     |
| 65～69 歳      | 284    | 306    | 275    | 212    | 156    | 114    | 132    | 95     | 61     | 73     | 58     |
| 70～74 歳      | 326    | 261    | 283    | 255    | 197    | 146    | 107    | 124    | 88     | 57     | 68     |
| 75～79 歳      | 373    | 294    | 236    | 259    | 234    | 183    | 136    | 100    | 116    | 83     | 53     |
| 80～84 歳      | 239    | 295    | 238    | 193    | 214    | 194    | 154    | 114    | 83     | 97     | 69     |
| 85～89 歳      | 132    | 155    | 201    | 166    | 135    | 153    | 139    | 111    | 81     | 59     | 68     |
| 90 歳以上       | 66     | 80     | 101    | 132    | 131    | 120    | 126    | 122    | 108    | 87     | 67     |
| (再掲) 0～14 歳  | 208    | 146    | 95     | 73     | 57     | 47     | 39     | 32     | 25     | 18     | 14     |
| (再掲) 15～64 歳 | 1,589  | 1,286  | 1,032  | 827    | 685    | 583    | 461    | 377    | 325    | 260    | 208    |
| (再掲) 65 歳以上  | 1,420  | 1,391  | 1,335  | 1,217  | 1,068  | 909    | 794    | 665    | 537    | 456    | 384    |
| (再掲) 75 歳以上  | 810    | 824    | 777    | 750    | 715    | 649    | 555    | 447    | 388    | 326    | 258    |
|              | 2010 年 | 2020 年 | 2030 年 | 2040 年 | 2050 年 | 2060 年 |        |        |        |        |        |

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の現況と動向

当町の行政機構は、4課1室及び議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の各事務局からなっている。令和3年度策定の定員適正化計画では、令和8年度までの5年間において、定年退職の補充抑制、職員の適性配置、計画的職員の採用及び事務・事業の見直しにより63人から9人削減し、令和9年4月1日時点の職員数が54人の計画である。令和6年4月1日では計画上は61人となっているが、1人少ない60人となっている。職員構成では中間層の職員が極めて少ないことから、社会人の採用を継続して行ってきたことにより年齢構成は平均的になってきている。しかしながら行政職経験の少ない若手職員が多い状況が今後も当面の間続くことから、職員研修等による養成及び若手職員への業務の継承を計画的に進め、適切な定員管理を図っていかねばならない。行政事務に目を向けると、マイナンバーカードの普及も関係し、行政のICT化及びデジタル化が急速に進行している。当町においても、町民の利便性向上を図るために計画的に行政のデジタル化やオンライン化を進め、多様化する事務・事業に対応出来るようにICT関連の整備、職員の養成研修や効率的な行政組織・機構の構築に努めなければならない。

# 行政機構図



## イ 財政の現況と動向

## (ア) 財政規模

令和5年度における実質収支は8,255万5千円（令和2年度1億6,275万円）、単年度収支は7,309万2千円で、黒字収支となっている。

## (イ) 財政構造

令和5年度における経常収支比率は89.8%（令和2年度75.3%）と県市町村平均91.5%、県町村平均90.7%より、下回っている。また、実質公債比率は5.5%（令和2年度3.9%）で令和2年度と比較して1.6%増加している。将来負担比率は16.4%（令和2年度26.7%）で令和2年度と比較して10.3%減少している。

## (ウ) 歳入

令和5年度歳入の構成は、地方税10.6%、地方交付税43.2%、国庫支出金12.3%、県支出金3.3%、繰入金10.8%、地方債11.7%、その他8.1%となっている。自主財源である地方税は横ばい状態であるが、今後大きな増収は見込めない状況にあり、依然として地方交付税に大きく依存している。また、地方債については学校給食センター新築工事等で発行額が多額となっている。

## (エ) 歳出

令和5年度の性質別の構成内訳は義務的経費が29.4%（人件費11.7%、扶助費7.3%、公債費9.6%）、投資的経費は21.5%、その他は49.1%（物件費12.8%、維持補修費1.2%、補助費等9.6%、積立金15.6%、繰出金10.0%等）となっている。義務的経費の人件費、公債費は、扶助費はほぼ横ばいを保っている。投資的経費は学校給食センター新築工事の増等で多く伸び、補助費等については、平成27年度から増加傾向にある。

## (オ) 財政運営

令和5年度における町の財政力指数は0.212と財政力が弱く、厳しい財政運営となっており、地方交付税を含む依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっている。また、財政構造の弾力を示す経常収支比率は令和5年度決算では77.1%と県内平均を下回っていることから弾力性が低い状態である。財政健全化指標の実質公債費比率、将来負担比率は防災行政無線デジタル化工事等の大規模な事業を施行してきたこともあり、実質公債比率、将来負担比率ともに上昇する見込みとなっている。また、小学校の改修工事と給食センターの新築による地方債の発行の増加が見込まれることからさらに厳しい財政運営になる見通しである。そのため、公債費を抑制しつつ交付税措置の高い過疎対策事業債の活用をするなど、より一層健全な財政運営が必要である。

第8表

## 財政の状況(地方財政状況調査) (単位：千円)

| 区 分                      | 平成27年度           | 令和2年度            | 令和5年度            |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>歳入総額 (A)</b>          | <b>3,144,659</b> | <b>3,843,218</b> | <b>3,908,721</b> |
| 一般財源                     | 1,900,942        | 2,006,218        | 2,187,579        |
| 国庫支出金                    | 307,797          | 649,458          | 477,265          |
| 都道府県支出金                  | 145,192          | 144,335          | 126,637          |
| 地方債                      | 359,761          | 402,456          | 453,720          |
| うち・過疎対策事業債               | 214,700          | 56,000           | 377,400          |
| その他                      | 430,967          | 640,751          | 663,520          |
| <b>歳出総額 (B)</b>          | <b>2,994,419</b> | <b>3,658,175</b> | <b>3,817,591</b> |
| 義務的経費                    | 1,042,313        | 1,608,842        | 1,125,372        |
| 投資的経費                    | 586,797          | 793,686          | 821,450          |
| うち・普通建設事業                | 586,783          | 793,684          | 765,041          |
| その他の経費                   | 1,365,309        | 1,255,647        | 1,870,769        |
| ※過疎対策事業費                 | 37,139           | 603,834          | 707,940          |
| <b>歳入歳出差引額 C (A - B)</b> | <b>150,240</b>   | <b>185,043</b>   | <b>91,130</b>    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D            | 6,383            | 2,321            | 8,575            |
| 実質収支 C - D               | 143,857          | 182,722          | 82,555           |
| 財政力指数                    | 0.142            | 0.232            | 0.212            |
| 公債費負担比率                  | 14.3             | 7.6              | 9.7              |
| 実質公債費比率                  | 12.7             | 3.9              | 5.0              |
| 起債制限比率                   | -                | -                | -                |
| 経常収支比率                   | 91.6             | 85.6             | 77.1             |
| 将来負担比率                   | 63.2             | 26.7             | -                |
| 地方債現在高                   | 2,768,602        | 3,362,952        | 3,463,415        |

## ウ 主要公共施設等の整備状況

当町の交通体系は、国道280号、主要地方道今別・蟹田線を幹線に町道174路線より成り立っている。

国道280号は、町の東西を横断し、生活道路、産業道路として重要かつ動脈的役割を果たしている。その管内延長は26,131mで、全線完全舗装されている。また、同今別バイパスは、昭和51年の今別工区完成、昭和59年の山崎工区完成、平成元年9月の浜名工区の完成によって全線開通し、車両の混雑解消や歩行者の安全など利便性が図られてきた。

県道は、国道280号から分岐して南北に縦断し、地域の重要な路線となっている。管内の延長は10,672mで、整備状況は全面舗装されている。

町道は実延長が72,693mで、内訳としては改良済延長35,080m（改良率48.5%）、舗装済延長49,168m（舗装率67.9%）、自動車交通不能道延長3,912m、歩道延長3,048mとなっている。町道に架かる橋りょうについては木橋が1ヶ所、永久橋39ヶ所を管理しているが、建設後50年以上経

過している橋梁や架設年度が不明な橋梁など今後、老朽化した橋梁の増加を想定し、計画的な補修・修繕が必要である。町では平成29年に全36橋(橋長2m以上)を点検し、その結果を元に翌年、今別町橋梁長寿命化修繕計画(10年計画)を策定したところである。今後も地域住民の安心・安全な道路として計画的な整備に努めるとともに、利用者の利便性を図る必要がある。また、農道延長23,716mで林道延長は2,989mであり、町道と同様に計画的な整備に努めるとともに、利用者の利便性を図る必要がある。

公営住宅は木造が17戸、中層耐火構造RC造が36戸となっており、町営住宅長寿命化計画に沿って、老朽化した1号棟から11号棟の解体計画及び任意建替事業を順次進め、令和6年3月末時点で高気密高断熱木造住宅(2LDKタイプ)を14戸、1LDKタイプを3戸整備し、解体計画及び任意建替事業は完了した。

水道事業は簡易水道1ヶ所で給水人口は2,031人(令和6年度)と普及率は98.3%となっている。水道施設の現況は、平成25年度に水源調査を実施した結果、水量・水質ともに良好な水源であると確認できたことから、平成27年度から統合事業を進め、配水管が未接続であった大川平・二股間、山崎・大泊間、鍋田・関口間の接続と、送水圧力を確保するための増圧ポンプ場を設置し、平成28年度の事業完成により、地域住民に対してより安全で安心な水の安定供給や水道施設を一元的に管理した事業運営の効率化が可能となった。

下水道整備については、多額の建設費用と稼働後の採算の見込みがないため、合併浄化槽での整備を計画的に推進する必要がある。

廃棄物処理施設のし尿処理施設、最終処分場、保管施設は青森地域広域事務組合が管理運営し、ごみについては収集運搬を町が業者へ委託、焼却は青森市へ委託している。

福祉関係では幼保連携型認定こども園(学校法人 北原学園)が1ヶ所(定員33人)と特別養護老人ホーム(社会福祉法人 双樹苑)1ヶ所(定員50人)、グループホーム(株式会社白菊)1ヶ所(定員18人)、介護付有料老人ホーム(有限会社津軽サポート)1ヶ所(定員29人)デイサービスセンター(社会福祉法人 双樹苑)1ヶ所、ホームヘルパーステーション1ヶ所(有限会社津軽サポート)で全施設とも充足している。医療では、町立の国保診療所1ヶ所と民間の診療所が1ヶ所と歯科医院1ヶ所である。

学校施設では、町立の5小学校が統合し 現在は1校であり、中学校は平成5年の統合により1校となっている。また、令和5年度から今別小学校老朽化のために旧県立青森北高等学校今別校舎へ移転となっている。

給食センターは、平成10年4月1日から全校で完全給食が実施されており、今別小学校老朽化のため旧県立青森北高等学校今別校舎への移転に伴い、令和6年4月1日から新施設へと移転し操業している。

集会施設については、建替えや維持管理を計画的に進めているところであり、今後も老朽化して

いる施設を対象に計画的に整備を進める予定である。

また公民館についても集会施設同様、建て替えや維持管理を計画的に進める予定である。

第9表 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査等）

| 区 分                  | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 | 令和5<br>年度末 |
|----------------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 市町村道                 |            |             |             |            |            |
| 改良率（%）               | 41.0       | 45.0        | 46.1        | 48.3       | 48.5       |
| 舗装率（%）               | 49.6       | 60.1        | 65.6        | 65.7       | 67.9       |
| 農道                   |            |             |             |            |            |
| 延長（m）                | —          | —           | 23,716      | 23,716     | 23,716     |
| 耕地1ha当たり農道延長（m）      | 20.3       | 22.4        | 37.5        | 33.9       | 33.9       |
| 林道                   |            |             |             |            |            |
| 延長（m）                | —          | —           | 1,523       | 2,704      | 2,989      |
| 林野1ha当たり林道延長（m）      | —          | 0.8         | 1.2         | 1.8        | 1.6        |
| 水道普及率（%）             | 96.8       | 97.2        | 97.4        | 97.4       | 98.3       |
| 水洗普及率（%）             | —          | 24.3        | 65.5        | 50.4       | 59.3       |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数（床） | 0          | 0           | 0           | 0          | 0          |

※表中の「—」と記載がある部分についてはデータが存在しない。

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

#### （４）地域の持続的発展の基本方針

これまで、当町は第5次今別町総合計画後期における基本理念「産業を振興し将来を担うひとを育み安心して暮らせるまち」、「地域資源を生かし交流振興でにぎわいを創出するまち」、「みんな活き活きお年寄りと子どもにやさしいまち」を目指し、一次産業・交通基盤整備・生活環境の整備を中心とし、過疎法に基づく自立促進に向けた対策を行ってきた。

しかし、当町を取り巻く社会環境は、急激な速さで変化し続け、特に少子高齢化・人口減少に歯止めのかからない状況となっており、地域のコミュニティの崩壊危機や超高齢化に伴う福祉・介護・医療の問題、地域経済基盤である一次産業の担い手不足といった弱体化など、当町においても様々な影響を受け、地域社会の活力低下が懸念されていることから、地域社会を活性化させ持続的発展を続けるための取り組みが求められている。

このため町では第6次今別町総合計画において、将来像を「誰もが快適で便利な環境のもと暮らし続けたくなるふるさと」として、5つのまちづくりの基本理念「地域資源を活かした産業づくり」、「未来を担う多様な世代の人づくり」、「安全安心な暮らしを支える生活環境づくり」、「だれもが活き活き暮らせる健康と長寿のまちづくり」、「効率的で健全な行財政づくり」を掲げ、町民と行政が知恵と工夫、そして持てる力を集結して、次に掲げる項目に基づき将来に渡り持続可能な地域社会形成に向け推進を目指すこととする。

また、本計画は「今別町総合計画」との計画と相互に整合性を保つよう調整を図るものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定められた青森県過疎地域持続的方針を踏まえた上で、過疎対策事業債等を活用しながら持続的発展のために実施すべき施策に積極的に取り組むものとする。

##### 1、地域資源を活かした産業づくり

- ア. 活力に満ちた産業の振興
- イ. 「奥津軽いまべつ駅」を起点とした観光客の流動化の促進

2、未来を担う多様な世代の人づくり

- ア. 未来を担う人づくりの推進
- イ. 豊かな土地利用の推進

3、安全安心な暮らしを支える生活環境づくり

- ア. 適正な土地利用の推進
- イ. 便利で暮らしやすい生活基盤の充実
- ウ. 安心して暮らせる安全基盤の充実

4、だれもが生き生き暮らせる健康と長寿のまちづくり

- ア. 健康に暮らせる保健・医療・福祉・介護の充実
- イ. 結婚、子育て支援の充実

5、効率的で健全な行財政づくり

- ア. 効率的な行財政運営と広域行政の推進

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(ア) 働きたい今別町をつくる

《基本目標》地域の産業を活性化し、産業の担い手を育成する

- 《数値目標》
- ・ 地域おこし協力隊任用数5年間(延べ) 5人
  - ・ 認定農業者数5年間(延べ) 19人

(イ) 行きたい、住みたい今別町をつくる

《基本目標》奥津軽いまべつ駅周辺の観光拠点性向上や地域情報の発信強化、住宅促進事業等の整備により移住を促進する

- 《数値目標》
- ・ 町宿泊施設宿泊者数5年間累計 10,000人
  - ・ 町外からの定住者5年間累計 12人

(ウ) 家族と生活したい今別町をつくる

《基本目標》町内で結婚し、安心して出産、子育てをできる体制を整える

- 《数値目標》
- ・ 0～14歳の社会増減数  $\Delta 4.0$ 人(令和2～6年平均)  $\Rightarrow \pm 0$ 人(令和11年)

(エ) 魅力的な今別町をつくる

《基本目標》交通手段の充実や交流の機会の増進、健康づくりの支援に取り組む

《数値目標》 ・生産年齢人口割合35.40%(令和11年)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価の時期

本計画の達成状況の評価は、計画最終年度に実施する。

イ 評価の手法

計画の達成状況については、予算編成時や各分野別に策定する個別計画のPDCAサイクルの取り組みを継続的に実施し、外部有識者の知見や住民意見を活用し、評価・検証を行い計画の見直しを図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヵ年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今別町公共施設等総合管理計画では基本方針・実施方針において各施設に係る基本的な考え方を以下の通りとしている。

(1) 基本方針

① 総量の適正化

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは厳しい状況である。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共建築物の延床面積を縮減することが必要となるので保有する公共施設の延床面積20%縮減を目指す。

公共施設は人口の減少や、高齢化に伴いその必要数や用途が変化していくため、計画的に縮減や用途変更などを検討することができる資産である。一方、道路、橋りょうなどのインフラ資産は人口の減少や人口の高齢化に伴って利用が減ったり、不要になったりする資産ではない。よって、まずは人口減少にともない利用がされていない公共施設を中心に縮減を進めていく。

現在廃校となり利用されていない学校施設、保育園、スキー場施設の延床面積は約 8,350 m<sup>2</sup> (約 19%) である。これらの資産について更新をしないとした場合、約 49 億 2,000 万円の更新費用が削減できる。その結果、40 年間の更新費用総額は 297 億 8,000 万円から 248 億 6,000 万円になる。

しかし、約 19%の延床面積の縮減をしたとしても、40 年間合計でまだ 80 億円 2,000 万円の資金不足が生じる見込みである。1 年あたり約 2 億円不足することになるので、例えば公民館や集会所など施設の機能が似ているものについては複合化や多機能化を進めることによって、財政負担を軽くしていくなど、より一層施設更新にかかる費用を減らしていく方法を検討していく必要がある。

## ② 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く利活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減する。

## ③ 民間事業者や県・近隣自治体との連携

施設管理者制度や PFI など民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供を努める。

また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討する。

## (2) 実施方針

### ① 点検・診断等の実施方針

日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を適切に実施していくとともに、点検・診断等の実施結果の情報を記録・蓄積することで次期点検・診断等に活用し、将来の計画的な維持管理の実現に努める。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の情報を活用することで、公共施設等の機能や性能に明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する対症療法型の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進する。

また、更新時においては、住民ニーズに柔軟に対応した公共施設等の複合化・多機能化や PFI などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入することを検討する。

### ③ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた公共施設等については、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等であるかどうかなどの視点から優先順位をつけて安全対策に努める。

危険性が高いと認められた公共施設等や老朽化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等について、売却や貸付が見込めない場合は、安全確保の観点から原則として解体撤去し、安全対策に努める。

④ 耐震化の実施方針

耐震性がない公共施設等は、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等かどうかなどの視点から、優先順位を決めて順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない公共施設等は今後早急に行っていく。ただし、未使用施設は対象から除外する。

⑤ 長寿命化の実施方針

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による公共施設等の長寿命化を推進する。また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

老朽化により廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、周辺環境に配慮しつつ、公共施設等の老朽度合いによる危険度などを勘案し、優先順位を定めて計画的に公共施設等を解体撤去することとする。また、土地については、売却や他の施設の移転先として活用できないかを検討する。

廃止できない公共施設等は、周辺の公共施設等の立地や利用状況を踏まえながら、複合化や更新等による、効率的な公共施設等の配置及びニーズの変化への対応を検討する。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていく。

本計画では公共施設等の整備について長寿命化・集約化を図りつつ適正化することとしており、今別町公共施設等総合管理計画基本方針・実施方針の考え方と適合している。

## 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### ・基本的な考え方

当町の人口減少は、若い世代を中心とする転出超過と昭和時代から一貫して続く出生数の減少が主要因となっていることから、継続的に地域と関わる、いわゆる「関係人口」を拡大させ、将来的な移住者の増加を図るとともに、関係深化及び拡充、移住・定住に向けた施策の実施による新しい人の流れの創出、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいく。

また、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンが掲げる将来像の実現に向け、連携中枢都市である青森市はもとより、圏域町村とも連携・協力しながら定住を促進するとともに、あおもり移住・交流推進協議会等に参加し、移住・交流推進に向けて広域的な取り組みを進める。

加えて、町伝統芸能「荒馬」がつかないだ、町との継続的な関わりを望む人々で形成されている関係人口との交流及び協働を推進するとともに、友好町である北海道知内町や青函トンネルを挟んだ新幹線駅立地自治体の北海道木古内町等との地域間交流を促進、ヒト・モノ・情報等の交流を拡大していくことで、持続可能な地域社会の形成を目指す。

人口減少・少子高齢化社会の中においても当町が持続的成長を実現し、地域の活力を維持していくためには多様な人材の確保が不可欠であることから、移住支援策を活用した町外からの人材確保、男女共同参画の推進及び町民、各種団体、関係人口、行政との協働によるまちづくりを進める。

### （１）現況と問題点

#### ア．移住・定住

第6次総合計画を策定し、持続可能な地域社会を目指した取り組みを進めている。

しかし、人口減少は依然として続いている。自然増減については、データの取れる平成12年度以降、一貫して死亡数が出生数を上回っており、その差が徐々に拡大し、令和2年度には出生数1、死亡数65となっている。また、社会増減については、データの取れる平成7年以降、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いており、とりわけ15歳から24歳の若い世代の転出超過が顕著となっている。令和2年の生産年齢比率は41.6%と青森県平均を大きく下回り、地域産業における経営者不足及び地域活動等における担い手不足、並びに高齢化が深刻化し、空き家が目立ち始めている状況にある。

#### イ．地域間交流

人口減少社会において、地域間交流は、自治体内の足りないノウハウや知識等を補完し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するための大きな役割を果たしている。

当町は、北海道知内町と友好町協定を締結しており、両町のイベントやスポーツなど多方面で交流事業が行われている。また、青函トンネルを挟んだ新幹線駅立地自治体の北海道木古内町とは、北海道新幹線開業前から相互交流を行っているが、交流分野が限られ多方面での交流ができていない状況である。また、静岡県松崎町と災害時における相互応援協定を締結したため、今後、観光や文化の交流にもつなげていく。歴史・文化等の違いを体験し相互理解を深めることや、近年頻発する自然災害に備えた防災分野での相互協力等を目的として、真に有意義な交流ができる事業を検討していく必要がある。

また、町伝統芸能「荒馬」で形成されているいわゆる関係人口と呼ばれる町外者とは20年以上の長きにわたり交流が続いており、祭り等の賑わい創出に関係人口の方々が一役買っている。近年、町の地域活性化に向けた、地域住民と関係人口の方々との協働の動きが見られることから、関係人口の方々との関係性の深化及び新規関係人口の創出を図り、町内に無いノウハウや知識を補完し、地域活性化に資する事業を展開していく必要がある。

#### ウ. 人材育成

当町を含めた地方部、過疎地域で長年続いている景気の低迷・停滞感及び高齢化による廃業、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により、町内の事業者数が減少しており、近年雇用吸収率の良い企業を誘致したものの、地元就職者の数は減少が続いている。

町内唯一の高校である青森北高等学校今別校舎が令和3年度末で閉校しており、高校進学タイミングで町外に進学せざるを得ない状況になることから、地域に根差した地域愛を育むような教育が難しくなってくる。高校進学または卒業のタイミングでの転出が社会減の大きな要因であることから、中学校までの教育期間で地域愛を醸成し、「町に残りたい」という意思を持つ若者を育成していくことが求められる。

また、多様な働き方が求められる中、起業する人が挑戦しやすい環境を整備していく必要があるため、地域おこし協力隊制度を活用して起業マインドを持った町外からの移住者を確保し、その他にも女性をはじめとした多様な人材を確保し、その育成をすることが求められる。

## (2) その対策

### ア. 移住・定住

将来的な地域の担い手を増やすため、「今別町お試し暮らし住宅」を活用した地域内での居住体験及び第一次産業等体験を企画し、当町での暮らしを体験できる機会を設けるとともに、首都圏等での積極的PRや移住相談会への参加等で、当町を知ってもらい、訪れてもらうきっかけづくりを行っていく。

加えて、転入・定住のための補助事業や町内の空き家の利活用補助事業等の定住促進事業を実施し、若い世代を中心とした転出超過の抑制を図る。

- 目標 1：町外からの定住者 5 年間累計…10 人（令和 5 年度 1 人）
- 目標 2：お試し居住体験住宅整備 … 2 件（令和 5 年度 1 件）
- 目標 3：お試し住居体験 5 年間累計 …10 件（令和 5 年度 3 件）
- 目標 4：空き家再利用件数 5 年間累計… 5 件（令和 5 年度 0 件）

#### イ．地域間交流

知内町との友好町交流や木古内町との青函交流を推進、既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得、人的交流の促進を図る。

また、荒馬を通じた関係人口と地域住民との交流及び地域活性化の協働を推進し、地域の賑わい創出及び地域活性化、外貨獲得等を目指す。

- 目標 1：知内町及び木古内町との地域間交流の開催…5 回（令和 5 年度 3 回）
- 目標 2：関係人口との協働による空き家利活用 …2 件（令和 5 年度 0 件）

#### ウ．人材育成

若い世代への地域愛・郷土愛の醸成を目標に町内外の多世代が交流する施策を実施することで、地域資源の再認識、幼少期からの地域情報や文化の素晴らしさに対する理解度の向上を図る。

また、多様な働き方が求められる中、新しい働き方や仕事の創出のため町外人材を活用し地域おこし協力隊を採用、地域おこし協力隊が起業または事業承継し、地域に定着することにより町全体の起業マインドの醸成を図る。

- 目標 1：多世代交流イベントの年間実施回数…3 回（令和 5 年度 2 回）
- 目標 2：地域おこし協力隊採用数 5 年間累計…3 人（令和 5 年度 0 人）

#### ・施設の目標

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成関連施設 …… 目標：長寿命化・集約化  
(現況:長寿命化・集約化)

・上記の対策は、公共施設等総合管理計画での記載はないが、各施設に係る基本的な考え方として記載されている基本方針・実施方針の長寿命化・集約化の考え方と整合する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                              | 事業名<br>(施設名)                           | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------|--|---|------|----|
| 移住・定住・<br>地域間交流<br>の促進、人<br>材育成 | (1) 移住・定住                              | お試し暮らし住宅事業  | 町    |    |
|                                 | (4) 過疎地域持続<br>的発展特別事<br>業<br><br>移住・定住 | <p>移住促進情報発信事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「今別町お試し暮らし住宅」を活用した地域内での居住体験及び第一次産業等体験を企画し、当町での暮らしを体験できる機会を設けるとともに、首都圏等での積極的PRや移住相談会への参加等で、当町を知ってもらい、訪れてもらうきっかけづくりを行っていく。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町は自然減及び社会減により人口減少が続いており、日本創生会議の消滅可能性都市でも第3位に位置付けられ、移住・定住施策の推進は喫緊の課題である。全国的に知名度の低い当町を首都圏等でPRし実際に訪問してもらうことが肝要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住検討者層に当町を知ってもらい、実際に訪問し暮らしを疑似体験してもらうことで移住検討者への積極的アプローチとなり、移住者の増加が見込まれる。</li> </ul> <p>移住者向け助成事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者及び移住検討者が利用できる補助金等(移住・定住引越し費用支援補助金)、移住者向けの助成制度を充実させることで移住者誘致策とする。</li> </ul> | 町    |    |

|       |  |  |         |  |
|-------|--|--|---------|--|
|       |  | <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住検討段階から実際の移住時にかけての助成制度を町独自に充実させることで他自治体との差別化を図り、移住検討者層へ積極的PRをする必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者向け助成が充実した町というイメージを定着させることで、移住検討者層に知ってもらいきっかけとなり、移住者が増加する。</li> </ul> <p>地域おこし協力隊事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方が求められる中、新しい働き方や仕事の創出のため町外人材を活用し地域おこし協力隊を採用、地域に定着及び起業または事業承継してもらうことで町全体の起業マインドの醸成を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内での他分野にわたる担い手不足を解消し町の停滞感を打破するために、多様な能力を持った町外者を地域おこし協力隊として採用し、町活性化を図る必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域おこし協力隊を採用することで将来的な起業家や事業承継の候補者の確保ができ、多分野にわたって地域活性化策をけん引する人材となり、地域おこし協力隊が起業または事業承継することで町全体の起業マインドの醸成を図る。</li> </ul> | 町       |  |
| 地域間交流 |  | <p>友好町交流事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知内町との友好町交流や木古内町との青函交流を推進、既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得、人的交流の促進を図る。</li> </ul>  | 町及び関係団体 |  |

|  |  |  |                |  |
|--|--|--|----------------|--|
|  |  | <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模で過疎が進む中山間地域である当町においては、町内のみでは知識・知見等が限られるため、自治体同士の交流・住民団体同士の交流により相互の知見等の共有・更新につなげる必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間での知内町との友好町交流や木古内町との青函交流を推進、自治体間・民間での既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得、人的交流の促進が図られる。</li> </ul> <p>関係人口との協働事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒馬を通じた関係人口と地域住民との交流及び協働を推進し、地域の賑わい創出及び地域活性化、外貨獲得等を目指す。直近では、地域内の空き家及び旧小学校(現:荒馬の里資料館)を交流拠点とする。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係人口の創出等は国の第2期総合戦略にも明記され、当町に既にある特別な財産であると言っても過言ではない。その関係人口の人々との交流がコロナ禍により途絶えかねない状況の中、交流を継続させ更なる地域の賑わい創出、地域活性化につなげる必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒馬の里資料館を、関係人口の受入拠点兼、地域内外の人の交流拠点とすることで、継続的に関係人口を受け入れる受け皿とする。今後拠点を活用し通年観光の受入等も視野に入れ外貨獲得にも資する。</li> </ul> | <p>町及び関係団体</p> |  |
|--|--|--|----------------|--|

|  |             |   |          |  |
|--|-------------|---|----------|--|
|  | <p>人材育成</p> | <p>多世代交流事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代への地域愛・郷土愛の醸成を目標に町内外の多世代が交流する事業等を実施する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代を中心とした転出超過の一因は、地域愛・郷土愛が成長過程で十分に醸成されていないことにある。普段かかわりのない多世代が交流することで地域の素晴らしさを若い世代に伝える必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多世代が交流し体験を共有する事業を行うことで、地域資源の再認識、幼少期からの地域情報や文化の素晴らしさに対する理解度の向上を図る。</li> </ul> | <p>町</p> |  |
|--|-------------|---|----------|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○移住・定住・地域間交流の促進、人材育成関連施設

|             |   |
|-------------|---|
| <p>対象施設</p> | <p>荒馬の里資料館、今別町お試し暮らし住宅</p>  |
| <p>基本方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進める。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討する。</li> <li>民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進する。</li> </ul> |

・上記施設は今別町公共施設等総合管理計画での記載は無いが、基本的な考え方としての基本方針・実施方針と一致しており整合性が図られている。

## 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 農業

当町の総農家数と農家世帯員数は、年々減少を続け、令和2年には総農家戸数84戸農業就業者数90人となっており、このうち自給的農家戸数は50戸と、経営規模も小さく生産性は概して低いものとなっている。

また、町の南西に中山山脈が連なり傾斜地が多いなどの立地特性から、農業活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の対応を図っているが、今後は後継者不足等による農業者の減少や、高齢化にともなって荒廃農地等が増加する恐れがあり、自然環境に対する多面的機能の対応力低下が懸念される。

このため、農業生産条件の不利を補正する「多面的機能支払制度」を実施し、適正な農業生産活動の維持を通じて、地域経済活動や生活環境の改善に努める必要がある。

当町の農道は、総延長21,164mである。各地区から舗装に対する要望が多く、順次整備してきたが、今後も用水路の整備と併せ、農用地の集団化や畑作振興の面から計画的に整備していく必要がある。

当町の基幹作物となっている水稻は、今後今別地区のほ場整備が進み更なる集積効率化が図られ、耕作面積が増加することにより、現状の担い手のみでは全てを担いきれないため、新たな担い手の確保及びICT技術の導入が急務となる。

また、条件の悪い転作田は、十分な管理ができずに遊休化しやすく、農村としての環境機能や耕地の復元利用方法の面で大きな問題となっている。

野菜については、冬期間活用されていなかったハウス施設で、冬の野菜栽培が行われているほか、一球入魂かぼちゃ、にんにくなどの高収益作物も栽培されているが、担い手の減少による作付け面積の減少が課題となっている。

「農業離れ」の傾向が見られる中で、これからの農業を振興していくためには、農業者の自助努力と主体的な活動を支援し、地域複合経営を積極的に促進するなど、農業を取り巻く環境変化に対応した施策が求められている。

#### (イ) 畜産業

当町ではこれまで、公共牧場の整備を継続的に実施し、肉用牛の振興に努めてきた。令和6年には、主体となる繁殖牛78頭のほか、肥育牛55頭が飼育されている。畜産農家の高齢化も進んでおり、戸数と飼育頭数の減少が続いている。

今後においても、肉用牛生産農家の負担の軽減を図るとともに、当町で特産化を目指している

「いまべつ牛」の生産販売体制の強化や高品質化によるブランドの確立が必要である。

また、「いのしし肉」は現在若手農家が1軒のみで、繁殖・肥育・肉販売までを行う県内で唯一の産品であるため、積極的なPRと、安定生産の仕組みを構築する支援をしていくことが重要である。今後は、堆肥が施用されていないほ場へ利用してもらうため、家畜排せつ物の堆肥化や遊休農地への飼料作物の作付を推進し循環型農業を目指す必要がある。

第10表 主要家畜飼養戸数・頭数（家畜改良関係頭羽数等調査）

| 区分   | 黒毛和牛 |    |     |    |     | 計   |
|------|------|----|-----|----|-----|-----|
|      | 戸数   | 成牛 | 育成牛 | 子牛 | 肥育牛 |     |
| 令和元年 | 14   | 88 | 8   | 1  | 62  | 159 |
| 令和2年 | 11   | 81 | 9   | 2  | 63  | 155 |
| 令和3年 | 9    | 68 | 9   | 3  | 48  | 128 |
| 令和4年 | 9    | 70 | 13  | 1  | 53  | 137 |
| 令和5年 | 9    | 64 | 20  | 0  | 41  | 125 |
| 令和6年 | 9    | 69 | 9   | 0  | 55  | 133 |

#### （ウ） 林業

当町の林野面積は10,777haで、うちほとんどを国有林野が占め、民有林は1,571haに過ぎない。専業林家もなく林家の大部分は農業との兼業であり、5ha未満の零細経営林家がほとんどである。こうした現況から、林業を主としての経営維持は相当困難であるが、森林資源が利用期を迎えていることから、間伐材の有効活用や森林資源を生かした施設を整備していく必要がある。また、幹線道路に直結し併用林道として幅広く利用されている当町の林道は、各林道とも山間奥地まで延びているため、木材の搬出等、作業を行う際は水資源の保全に努めながら林道の開設及び設備を行う必要がある。

#### （エ） 漁業

当町の海面漁業は、東西20kmの海岸線に、主として沿岸小規模漁業を中心に営まれているが、環境の変化や乱獲により、魚介、海藻類等の水揚げが減少してきており、漁業不振が長期化している。こうした中、竜飛今別漁業協同組合では水産資源の管理と回復を図るため、ナマコ・アワビの種苗放流や投石を行うことで藻場の造成を図り、磯焼け状態の解消に努めている。特にナマコについては、漁業者自らが粗放的人工種苗生産に取り組み、採卵・人工授精・飼育・放流を実施しているが、効果が現れるまでは相当の時間が必要であるため、長期的に取り組みを続けていく必要がある。また、生産基地である漁港施設等の経年劣化に対する修繕や資源の増大を図るための更なる漁場の整備など漁場環境の改善や保護対策にも取り組み、沿岸水域の保全を図る必要がある。

今別沖のサーモン養殖場が ASC 国際認証を取得し、竜飛今別漁協による出荷体制が整備されたことにより、水揚げされた水産物を加工できる施設の整備も必要である。

漁業従事者の高齢化や後継者不足と併せ、漁家集落における急速な人口減少は大きな問題となっている。漁協西部漁業研究会や県漁業士会など、関係機関と緊密に連携しながら漁業経営の安定化・合理化の推進と漁業振興を図っていく必要がある。

河川における内水面漁業においては、昭和 54 年の漁業権取得後、毎年稚魚の放流を継続しているが、独自の事業展開のためには海面漁業と提携し、なお一層組織の拡大強化を図る必要がある。

#### (オ) 地産地消・食育の推進

当町には、良質な農林水産物があるものの、認知度が低く販路を広げるためには、より一層の PR 活動が必要である。道の駅いまべつ等での販売や学校給食・福祉施設等での利用・消費を通して今別町の農産物の認知度を向上させ、消費者と生産者の距離を縮め、安心して安全な農産物を供給できる地産地消を推進していく必要がある。

#### (カ) 起業の促進

当町における地場産業おこしは、農林水産物を活用した製品づくりの研究開発に取り組む団体やグループがきのこ・タケノコなどの山菜の処理加工、海産物では、ウニ・イカ・コンブ・ワカメなどの加工や、海藻を活用した麺の販売、木材加工については、ヒバ材を使用した製品開発が行われ、地場産業として定着している。

地域資源の活用による商品開発と既存の地場産業振興には、食材として流通している特産品を産業連携により加工を施し、生産から加工・販売まで行う六次産業化を目指す必要があるが、技術・人材・生産体制・販路などの面で多くの解決すべき問題が残されている。

基幹産業である農林水産業を基軸とした地場産業の振興を図り、雇用の場の確保と地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の実現に向けて、受入れ体制を整備する必要がある。

#### (キ) 商業

商店数は平成 14 年度は 76 件、平成 19 年度には 55 件あったが、令和 7 年度の商店数は 31 件(町商工会調べ)と年々減少している。商店街の形成は、今別地区に集中しているものの、道路網の整備などによる消費者の行動範囲の拡大や、都市部への郊外複合型ショッピングセンターの出店により、地元商店街からの消費者離れが進み、商店街内の商店は、売上減少等により零細型の店舗経営となっている。また、消費者ニーズの多様化に伴い、それに応えるべく諸施策を検討しているが、商業を取り巻く環境はますます厳しいものになっている。商業は消費生活に密着した産業であり、人々の豊かな生活に果たす役割は極めて大きいため、商店街組織の早急な基盤整備と経営者間の結束を強化し、自立的で創造に富んだ商店街自らの取り組みを促進することが課題となる。

## (ク) 工業

当町の工業は、過去の事業所数の推移を見ると、青函トンネル関連工事の終了とともに閉鎖する事業所が目立ち、昭和50年をピークに減少している。また、町の西部に企業団地を整備し女性就労者を主体とした企業誘致を図ってきたことにより、平成15年度には誘致企業の事業所が3社だったが、業績不振による倒産・撤退により平成19年度からは1社となっている。現在は、(株)レーテック青森が操業し、地元の雇用促進に寄与しているところではあるが、従業者数が4人以下に減少している。今後も雇用機会の確保と地域経済の活性化や町民所得向上のため、受入れ体制を整え新たな産業構造のための企業誘致を積極的に進める必要がある。

第11表 工業の推移（青森県統計年鑑）（単位：人、万円）

| 区 分    | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額 |
|--------|------|------|--------|
| 平成24年度 | 1    | 12   | -      |
| 平成25年度 | 1    | 7    | -      |
| 平成26年度 | 1    | 7    | -      |
| 平成27年度 | -    | -    | -      |
| 平成28年度 | -    | -    | -      |
| 平成29年度 | 1    | 5    | -      |
| 平成30年度 | 1    | 5    | -      |
| 令和元年度  | 1    | 5    | -      |
| 令和2年度  | 1    | 5    | -      |
| 令和3年度  | -    | -    | -      |

※ 4人以上の事業所

## (ケ) 雇用

雇用情勢が全国的に悪化している中、当町の有効求人倍率は、県平均を下回り依然として低迷している。一方で少子高齢化の進展、女性の社会参加、就業意識の多様化などから、労働力が集中する業種や就業者の働き方も変化している。また、高齢者の雇用についても大きな問題となっている。

このような現状から、多様な手段によるタイムリーな雇用情報の積極的な提供に努めるとともに、高齢者、女性、障がい者の雇用の促進に向け、関係機関との連携をさらに充実させ、能力開発・キャリア形成のための取り組みを推進する必要がある。

また、労働環境の充実は、高い就業率、生産性に繋がることから、中小企業間の福利厚生面での格差解消に努め、勤労者が健康でゆとりある生活を実現するような支援を促進していく必要がある。

## (コ) 観光及びレクリエーション

当町は女性的な美を誇る「津軽国定公園袈月海岸」を有し、自然環境や景勝地に恵まれている。また、世界に誇る青函トンネルの入り口で、本州と北海道を結ぶ玄関口でもある。このように、

地域的にも地形的にも豊かな自然環境や観光資源にも恵まれている。中でも、津軽国定公園高野崎は眺望も素晴らしく、町の一大観光地として多くの観光客やキャンプ場の利用者が増加している。しかしながら、灯台と岩場を結ぶ「潮騒橋」と「渚橋」が塩害による腐食が著しく対策が必要となっている。また、園地から橋までの遊歩道に設置されている安全柵も劣化しており、修繕が必要である。

近年の社会情勢の変化により、余暇時間の増大やライフスタイルの変化に加え、余暇活動に対する意識の高まりに伴い、観光に対するニーズも多様化してきている。観光産業の良質で効果的なサービスの提供、観光への取り組みが求められている中で、観光をめぐる環境も大きく変化してきている。

平成 28 年 3 月 26 日に開業した北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」は、令和 8 年 3 月で開業 10 周年を迎え、今後更に「奥津軽いまべつ駅」を起点とした観光の推進を図っていかねばならない。「奥津軽いまべつ駅」周辺の観光客の受入体制の整備や二次交通等の利便性の向上に努めるとともに、既存の地域資源を利用した観光スポットの魅力向上や観光地の PR 強化を、観光協会や地域住民、交通事業者といった各種団体との連携を図り、進めていく必要がある。

## (2) その対策

### (ア) 農業

- ① 集落や地区において担い手の育成を地域関係者との十分な検討を行い、認定農業者等の育成や農業法人化を支援し、就農者の所得向上に取り組む。
- ② 東青地域市町村の連携による「農業移住・新規就農サポート事業」の推進により、農業移住者や新規就農者の希望をかなえるため、サポートセンターの設置、首都圏での PR 活動、効果的支援内容の提案などを行い農業移住者・新規就農者の拡大を図る。
- ③ 安心・安全な飼料用米の生産による循環型農業の推進を図る。
- ④ 消費者の食の安全ニーズの高まりを受けて、減農薬・減化学肥料米の拡大に取り組むとともに、環境にやさしい、安心・安全な作物の生産に取り組む。
- ⑤ 自然環境保全の観点で、町全体の取り組みとして、農地、水の環境保全に取り組むとともに、農業生産条件の不利を補正するため、「多面的機能支払制度」を実施し、適正な農業生産活動を維持し、地域経済活動や生活環境の改善に努める。また、ニホンザル、アナグマ等による食害対策の強化と後継者の育成など生産環境の整備を図る。
- ⑥ 遊休農地の有効活用を検討し、農地の機能回復を図りながら、立地条件に適した作物の作付を推進する。また、既存のハウス施設などを効率活用し、地域に適した品種導入を進め、冬の野菜栽培を含めた通年農業の振興に努める。

- ⑦ 農産物の加工を奨励し、高付加価値化を進め特産品の開発に努めるとともに、水稻の栽培管理技術を高め、良食味米の生産安定と、複合経営を支援し農家所得の向上を図る。
- ⑧ 間伐材などを有効活用し、生産加工及び商品開発に努める。
- ⑨ 農業の法人化や集落営農の活性化を図るため、農地の保全、農業用水路、農道の改良・舗装などの環境整備を行う。また、有害物質を含む既存施設の処理対策に努める。
- ⑩ 農業経営の安定と農業生産力の強化を図るため、需要に応じた主食用米の生産と転作作物への作付転換を促す。
- ⑪ 地域条件に応じた区画、用排水路等の整備を推進し、水田の汎用化と耕作面積の拡大を推進する。
- ⑫ 生産性・能率性の高い農業生産環境の構築のため、補助事業等による農道整備を推進し、既設の農道については、維持補修に努めながら改良整備を図る。

#### (イ) 畜産業

- ① 畜産農家から排出される糞尿を堆肥化し、耕作農家と連携して環境にやさしい土づくり推進と循環型農業の推進を図る。
- ② 転作農地活用による飼料作物の作付を推進し、飼料作物の自給率向上を推進する。
- ③ いまべつ牛及びいのしし肉のPR強化や販売体制の確立による地場産品のブランド化を図る。

#### (ウ) 林業

- ① 造林・保育を推進しながら、間伐を進め、良質木材の生産を図る。
- ② 林道の安全確保や土砂災害警戒区域等の防災上重要な区域を含む森林には意向調査等を実施するなど防災機能の強化を図る。

#### (エ) 漁業

- ① 海域の整備と未利用漁場の開発に努め、漁港整備事業、環境整備事業を推進し、漁場の汚濁防止等の漁業基盤の整備を図る。
- ② 漁具・漁法の近代化を推進し、作業の省力化を図り担い手の確保に努める。
- ③ 漁業従事者の労力軽減と水産物などの高付加価値化を図るため、共同加工施設を整備する。
- ④ ナマコやアワビの種苗放流やサーモンの養殖等、つくり育てる漁業の振興を図る。
- ⑤ モズク、コンブ等藻場の保全活動の実施や、漁場整備の推進に取り組み、多様な水産物や稚魚の保育場を提供することにより漁業の生産拡大と経営基盤の強化を図る。
- ⑥ アユ・イワナ・ヤマメの稚魚の放流の継続や、水質汚濁防止など水辺資源を保全し、内水面漁業の振興を図る。

(オ) 地産地消・食育の推進

- ① 農林水産業の豊富な物産を活用し、消費者のニーズに合った当町ならではの名産品を開発し、道の駅や直売所などを中心に、産地直結の生産者の顔が見える販売を行い、販路拡大を推進する。
- ② 町内の学校給食、福祉施設等への町産品の供給を充実させ、安全で安心な食産品を供給できる取り組みを促進する。
- ③ 伝統ある優れた食文化や、地域の特色ある食文化などの継承を推進する活動を支援し、次世代に向けて「食育」を推進する。

(カ) 起業の促進

- ① (地独) 青森県産業技術センターなどの公的機関との連携を密にして、人材の養成や指導体制の強化に努める。
- ② 農林畜水産物などの処理加工技術の向上と生産体制の組織強化を図り、販路拡大や新しい製品づくりを支援する。
- ③ 県と連携し、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金の調達を図る中小企業や個人を対象に信用保証料を全額補助する。

(キ) 商業

- ① 各種事業の実施や特色ある店舗づくりなど、賑いのある商店街づくりを支援する。
- ② 商店街と連携し、店舗の近代化、街路灯、街区の整備を図り、消費者の利便性の向上を図る。
- ③ 消費者の多様なニーズに対応する商業サービスの提供を図るため、商工会の多面的活動を支援する。
- ④ 町商工会等と連携し、経済活動による波及効果を最大限に発揮できるよう、空き店舗を有効活用し、地域活性化事業に取り組む。
- ⑤ 中心商店街への誘客及び回遊性を高めるため、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」との間をバス等でつなぎ、誘客の仕組みづくりに取り組む。

(ク) 工業

- ① 雇用の場の確保と地域資源を活用した再生可能エネルギーを導入する企業の立地や地域経済の活性化に波及効果の大きい企業誘致の推進を図るため受入体制の整備を図る。
- ② 地元就職希望者に対して、各種の情報提供と情報収集に努め、町民が望む企業誘致の実現と、UIJ ターン希望者の把握と人材の確保を推進し、定住化を図る。
- ③ 圏域の立地環境をPRするため、東青地域全市町村及び各商工会議所や商工会が一体となり圏域の企業立地の促進に向けた活動に取り組む。

(ケ) 雇用

- ① 県関係機関等と連携し、町内勤労者の生活、教育資金需要に的確に対応できるよう制度の充実を推進する。
- ② 中小企業等で働く勤労者の福利厚生を改善を促進する。
- ③ 雇用情報の積極的な提供を進めるとともに、求職者の能力開発、キャリア形成の取り組みを促進する。
- ④ 雇用開発労働関係機関と連携し、障がい者雇用・女性雇用を促進する。

(コ) 観光及びレクリエーション

- ① 津軽国定公園裳月海岸を拠点に園地等の施設整備の強化を図る。
- ② 海峡の家ほろづき・いまべつ総合体育館を中心に、滞在型施設の整備を進める。
- ③ 「奥津軽いまべつ駅」周辺に、当町観光の始発点または終着点として利用できる道の駅いまべつの充実、いまべつ総合体育館の利用促進に努める。
- ④ 「奥津軽いまべつ駅」周辺に観光や体験、スポーツ施設の整備を行い交流人口の拡大を目指す。
- ⑤ 当町を訪れる人々の利便性の向上や町中心街、点在する観光スポットと「奥津軽いまべつ駅」との回遊性を高め、訪れる人々の満足度向上を目指し、交通アクセス機能の向上に努める。
- ⑥ 地場産品（いまべつ牛・いのしし・モズク・アワビ・ナマコ等）のPRを強化し、二次加工等の商品の企画開発を推進し、「今別」ならではの物産のブランド化を図る。
- ⑦ 青森サーモンを活用した新たな事業を展開し、町おこしの資源を検討する。
- ⑧ 活性化施設及び体験農園等を利活用し、多様なプログラムで都市部との交流を図る。
- ⑨ 当町の自然・文化・歴史等の観光資源の活用をリードする組織として、観光協会の機能強化に努める。

・施設の目標

○レクリエーション系施設・・・ 目標：長寿命化・集約化（現状：長寿命化・集約化）



|                              |  |  |                        |       |
|------------------------------|--|--|------------------------|-------|
| (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>商工業 | <p>商工振興事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特産品である津軽海峡今別産のうに・サーモンをメインとしたPR事業を実施し、特産品を用いた商品開発を行うことで地場産品の消費拡大を図る。地場産品等販売所において、来町者へ特産品等のPR、販売拡大、観光情報の発信を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ うにや新たな特産品である今別サーモンの地場産品等販売所で販売や商品開発を行い、特産品を広くPRするため必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来町者へ地場産品の販売、PR、観光情報を発信し、商品開発を行うことで、消費拡大を目指しながら、町への新しい人の流れを作り、産業の振興を図る。</li> </ul> |  | 今別町商<br>工会及び<br>町      |       |
| (11) その他                     | <p>いまべつ牛販売促進連絡会議補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金積立</li> </ul>   |  | いまべつ牛<br>販売促進連<br>絡協議会 | ソフト事業 |

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興区域 | 業種                                     | 計画期間                   | 備考 |
|--------|--|------------------------|----|
| 今別町全域  | 製造業、旅館業、<br>農林水産物等販売<br>業、情報サービス<br>業等 | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |    |

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画の通り。

##### (iii) 他市町村との連携

産業振興を促進するために行う事業については、県及び他市町村との連携を図る。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○レクリエーション系施設

|      |  |
|------|--|
| 対象施設 | ふれあいの森林、高野崎、鑄釜崎、海峡の家ほろづき、体験農園管理棟、あすなる公園、パターゴルフ、スキー場  |
| 基本方針 | 利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議しながら改修や配置見直しの取り組みを進める。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約を進めることや他の機能の施設との複合化を検討する。 |

|  |  |
|--|--|
|  | 民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り継続的な利活用を推進する。 |
|--|--|

○産業系施設

|      |  |
|------|--|
| 対象施設 | 開発センター、花き集荷所、看視舎、飼料庫、木材工芸品等加工販売所、ねぶた小屋、体験交流センター、ガラスハウス、炭焼小屋、活性化センター  |
| 基本方針 | 利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議しながら改修や配置見直しの取り組みを進める。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約を進めることや他の機能の施設との複合化を検討する。<br>民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り継続的な利活用を推進する。 |

○都市基盤施設（公園）

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 公園トイレ（青函トンネル入口公園、村元公園ほか）、展望台、イベントステージ   |
| 基本方針 | ・公衆トイレについては、利用状況と必要性を把握しながら適切な維持管理に努める。<br>・公園施設については、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進する。また、老朽化が著しいものについては解体を検討する。 |

○その他都市基盤施設

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 対象施設 | 奥津軽いまべつ駅屋内駐車場、ロータリー、駅前広場  |
| 基本方針 | ・計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進する。 |

○その他の施設

|      |  |
|------|--|
| 対象施設 | 避難舎、農具舎、スキー場施設   |
| 基本方針 | 統廃合により廃校となった学校施設については、財産管理及び地域への貢献などを考慮しながら、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面から順次解体することとする。<br>用途廃止された未使用施設については、他の公共施設への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面からも計画的に解体することとする。 |

○農業用用水路設備

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 大開水路  |
| 基本方針 | 2014年に改修工事済のため、今後は定期的な点検などを継続的に実施し、設備の維持管理を行っていく。 |

・今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

町内における情報伝達機能として、令和元年度から令和2年度にかけて防災行政無線のデジタル化を完了し、災害の予防や情報の伝達など迅速・的確に行えるよう、通信体制を強化しました。

令和元年度には全都道府県による災害情報共有システム(Lアラート)の運用も実現し、今後更に高度な災害情報の提供システムの普及が進むことから、当町としても遅れることなく対応していく必要がある。

平成22年度には全町に光ファイバーを整備し、ADSLを利用できなかった地域にも光ブロードバンドによるインターネット接続サービスを提供することにより地域間の情報格差の是正が図られた。

現在の情報システムサーバー類は平成30年度に整備後運用が続いている。情報通信技術については進化がとても早く、5年経過すると新しい技術に対応出来なくなったり、新しいセキュリティの脅威にさらされたりする場面が多々ある。

今後は、高齢者などの情報端末を所有していない町民への対応について、防災行政無線個別受信機の追加配備等を検討し、情報の伝達漏れが発生しないようにすることと、無料Wi-Fi環境の追加整備を検討して、町民や当町を訪れる観光客等の利便性の向上させる必要がある。

### (2) その対策

- ① 防災無線設備の計画的な整備、住民への緊急情報発信の体制の整備・強化を図る。
- ② 役場からの情報を全町に整備された光ブロードバンドを活用したインターネットを通じて提供できる環境整備に努める。
- ③ 災害、緊急時に備えるため、携帯電話の通信環境をさらに整備する。
- ④ 学校教育ではGIGAスクール構想による機材等を活用し、デジタル社会に対応できる教育を推進する。
- ⑤ 中心となる情報システムサーバー類は5年から長くても6年でリプレースを実施し、システム的にもセキュリティ的にも最新技術に対応できるものを導入し、業務の安定稼働を図る。

・施設の目標：上記の対策は、今別町公共施設等総合管理計画での記載はないが、適切な維持管理及び安定稼働を図るものである。

(現状) 公共施設等総合管理計画での記載はないが、適切な維持管理及び運用を行っている。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分        | 事業名<br>(施設名)                             | 事業内容                        | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--|-----------------------------|------|----|
| 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設<br><br>その他情報化のための施設 | 情報通信ネットワーク整備事業<br>・ サーバー借上料 | 町    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

今別町公共施設等総合管理計画において直接規定されているものはないが、実施方針において、点検・診断等の情報を活用することで、公共施設等の機能や性能に明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する対症療法型の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進するとされている。本計画でも同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

当町の交通体系は、国道 280 号、主要地方道今別・蟹田線を幹線に町道 175 路線より成り立っている。

#### ア 国道及び県道

国道 280 号は、町の東西を横断し生活道路、産業道路として重要かつ動脈的役割を果たしており全線舗装されているほか、今別バイパス、浜名バイパスが完成し、車両の混雑解消や歩行者の安全が図られてきた。海岸方面では、鬼泊トンネルから綱不知地区まで拡幅整備が完了し、橋においては浜名橋、長川橋及び与茂内橋の整備、奥平部と砂ヶ森間の弁天崎の改良工事を終えているが、大泊以東についてはまだ幅員が狭く曲折した個所が多く、引き続き関係機関に対する早期改善方を強く要望していく必要がある。また、北海道新幹線奥津軽いまべつ駅へのアクセス道路として、津軽半島北部地域の経済的発展、国土の均衡ある発展のためにも、広域高規格道路建設の早期実現に努めていくことが必要である。

県道については、国道 280 号から分岐して南北に縦断する主要地方道今別蟹田線（通称「津軽なかやまライン」）が地域の重要な路線であり管内の延長は 16,401m であり整備状況は全面舗装されている。

また、主要地方道今別蟹田線については、冬期間路面对策として平成 9 年に散水装置の整備が完了するなど、住民生活を支える幹線道路として、その機能の充実に図られてきた。しかし、この散水区間においては、気象状況によって凍結や路面状況の悪化による交通障害が発生していることから、交通安全対策として計画的な改良・補修工事について要望し、平坦化についても早期完成を求めていくことが必要である。

#### イ 町道

町道は実延長が 72,693m で、整備状況は改良済延長 35,080m（改良率 48.5%）、舗装済延長 49,168m（舗装率 67.9%）と、地域住民の安心で安全な重要な路線として利用されている。幹線道路（1・2 級）については舗装整備が完了しているが改良率は低く、その他路線については未舗装路線もある。また舗装整備完了路線全体ではクラックや剥離、穴等の舗装損傷箇所も多いことから、引き続き計画的に整備し、利用者の環境改善を図る必要がある。

## ウ 橋梁

橋においては浜名橋、長川橋及び与茂内橋の整備を終え、現在は奥平部と砂ヶ森間の弁天崎の改良工事が進められているが、大泊以東については、まだ幅員が狭く曲折した箇所が多く、引き続き関係機関に対する早期改善を強く要望していく必要がある。

また、町管理橋梁についても平成29年に全36橋(橋長2m以上)を点検し、その結果を元に翌年、今別町橋梁長寿命化修繕計画(10年計画)を策定しており、今後も地域住民の安心・安全な道路として計画的に整備し、利用者の利便性を図る必要がある。

## エ 交通確保対策

当町の交通機関は、町内の移動については町直営の巡回バスが運行している。地域の中心都市である青森市をはじめとした町外への移動については、JR津軽線が運行していたが令和4年8月に発生した豪雨災害より蟹田駅から三厩駅間が運休しており、令和9年4月に廃線となることが決定している。現在は運休区間を代行バスが運行している。これらの交通機関は地域住民の貴重な移動手段として利用されており、高齢者人口増加に伴い、その重要性が高まっている。

冬期間においては交通障害の解消や通学路及び住民生活の安全確保のため、除排雪の強化に努める必要がある。

加えて、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」の津軽半島における広域交通ネットワーク拠点としての機能を向上させるとともに、住民生活の利便性の向上を図るため、二次交通の維持・充実を図っていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 国道及び県道

- ① 国道280号外ヶ浜バイパス以北の整備促進を働きかける。
- ② 国道280号砂ヶ森工区の早期完了と大泊地区までの拡幅改良を働きかける。
- ③ 主要地方道今別蟹田線S字急カーブ・急勾配個所の解消、散水区間の改良及び舗装補修を行う。
- ④ 津軽半島北部地域の地域高規格道路建設の早期実現について積極的に要望する。
- ⑤ 国道280号海岸線沿いについては、迂回道路がないため、急勾配個所の解消及び大泊から今別バイパスまでを整備など、緊急避難道路の整備確立を要望する。

### イ 町道

- ① 重要路線である幹線道路(1級・2級路線)については、計画的に改良整備を進める。
- ② 公共施設や公共的施設との連絡道路については、優先的に整備する。



(3) 計画 (令和8年度～令和12年度)

| 区分                  | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容  | 事業主体              | 備考    |
|---------------------|------------------------------|---|-------------------|-------|
| 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路               | 大川平上町1号線外舗装補修事業<br>・ 工事費  | 町                 |       |
|                     |                              | 町道整備工事費積算業務委託<br>・ 積算委託料  | 町                 |       |
|                     |                              | 除雪事業(浜名中字田1号線ほか130路線)<br>・ 委託料  | 町                 | ソフト事業 |
|                     | 交通確保対策                       | 巡回バス整備事業<br>・ 公用車購入費  | 町                 |       |
|                     | (8) 道路整備機械等                  | 除雪機械更新事業<br>・ 公用車購入費  | 町                 |       |
|                     | (9) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>その他 | 新幹線等通勤・通学援助定期助成金<br>事業の概要<br>・ 通勤者・通学者の新幹線等通勤・通学援助定期助成金事業を行うことにより、「奥津軽いまべつ駅」等の利用促進を図る。<br><br>事業の必要性<br>・ 通勤者・通学者の新幹線等通勤・通学援助定期助成金事業を行うことで、高校進学や就職による、町民の町外流出を抑制する必要がある。<br><br>事業の効果<br>・ 町内の高校が閉校となり、町外へ進学する人と、町外で働いている人への経済的負担を軽減することを目的としている。 | 町                 |       |
|                     | (10) その他                     | 二次交通整備事業<br>・ 負担金   | 奥津軽いまべつ駅二次交通対策協議会 |       |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○道路

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 町道、農道、林道  |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設維持管理の「基本方針」と「実施計画」に基づき、作業方法による3つの維持管理区分（予防保全型・対症管理型・日常管理型）に分類し、その区分に応じて作業内容別に水準を設定して、今後の維持管理に対する町の基本的な考え方を示す。</li> <li>・設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、公共施設等の利用状況や地域の意向等を踏まえ、維持管理の進め方を示す実施計画を作成し、効率的・効果的な維持管理に取り組む。</li> <li>・毎年度、維持管理の実施状況等を把握・検証し、必要に応じて実施計画の見直しを行う。</li> </ul> |

○橋りょう

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 41橋   |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋長15m以上の橋りょうに「予防保全型」、15m未満の橋りょうについては、「対症療法型」の管理手法をそれぞれ適用して維持管理していく。</li> <li>・定期点検によって得られた結果に基づき、橋りょうの老朽化に伴う劣化や塩害による損傷を早期に発見するとともに健全度を定期的に把握していく。</li> <li>・道路ネットワークの利便性・安全性を確保するために、橋りょうの健全度と橋りょう特性（路線・地域）評価により整備優先順位を決定し計画的・持続的な維持管理を行っていく。また、計画は適宜見直しを図り、精度の向上を図る。</li> </ul> |

○行政系施設（その他行政系施設）

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 対象施設 | 公共用バス待機場                  |
| 基本方針 | ・計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進する。 |

・今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

当町の水道としては、平成 25 年度に今別浄水場内深井戸の水源調査を実施した結果、水量・水質ともに良好な水源であると確認できたことから、平成 27 年度から統合事業を進め、配水管が未接続であった大川平・二股間、山崎・大泊間、鍋田・関口間の接続と、送水圧力を確保するための増圧ポンプ場を設置し、平成 28 年度の事業完成により、地域住民に対してより安全で安心な水の安定供給や水道施設を一元的に管理した事業運営の効率化が可能となった。

事業概要については、取水は表流水を廃止し、今別地区に深井戸を設置し、ポンプで汲み上げ、今別町全体の水源としている。それに伴い以前使用していた取水施設や導水管は全て廃止していくことが必要である。浄水は統合事業前の 3 地区(今別・二股・大泊)で使用していた緩速ろ過や急速ろ過施設を全て廃止し、今別浄水場の塩素注入設備で滅菌し、飲料水として供給していく。配水は、既存の今別浄水場内の配水池を使用し、統合事業後は町全体への配水が可能となり、引き続き安心・安全な飲料水の安定供給に努めていく。

また、資産台帳の整備やシステムの導入と事業法適用に向けた基本方針の策定及び移行業務を進め、令和 6 年度から公営企業会計へ移行した。経営・資産等の正確な経営状況を把握し、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していけるよう、これまで以上に中長期的な事業運営の効率化と健全化を図る。

#### イ 下水処理施設

下水処理については、未整備なため生活排水は道路側溝を經由して、河川や海域に流入している現状である。

このため、生活排水施設を整備することを対策の基本としながら、浄化槽を設置していない家庭については浄化槽の設置を促進する。また、単独浄化槽を設置している家庭については、生活排水処理を進めるため個別の状況を勘案しながら、合併浄化槽への切り替えの指導を進める必要がある。

#### ウ し尿処理及びごみ処理

し尿処理については、青森地域広域事務組合による上磯地区クリーンセンターが稼動し、広域処理している。

ごみ処理については、可燃ごみの処理を青森市に委託し、不燃ごみは青森市への委託と今別・三厩地区一般廃棄物最終処分場で処理している。

## エ 消防・救急・防災施設

当町の消防防災体制は、昭和47年に1市2町3村により設置された青森地域広域消防事務組合（現：青森地域広域事務組合）による常備消防と今別町消防団による非常備消防により総合的な消防防災・救急活動を行っている。

常備消防は、今別町にその分署が設置されて水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車の配備や火災予防の充実を図るため広報連絡車を配備しており、令和2年度に建て替え及び移転が完了し、各種設備が刷新された。また移設したことにより、各地区へのアクセス性も向上した。

非常備消防（消防団）については、団員の減少や高齢化が進み、その対策が問題となっている。今後は、消防団の活性化及び、自主防災組織の強化を図るとともに、高齢化が進む中でも複雑多様化する社会の防災・災害に対応する消防設備の充実と救急業務体制の整備・強化が求められている。

救急業務は、青森地域広域事務組合により急病人、交通事故などの救急医療のための搬送業務を行っているが、高度救急医療を受けるためには遠隔地にあるという地理的条件、また、高齢化などの社会構造の変化により救急需要が増加している。こうしたことからより専門的な知識と高度な技術を備えた対応を求められている。救急救命士を養成・確保するとともに、最新鋭の救急資機材を搭載した高規格救急自動車の導入など時代に即した応急処置設備を計画的に強化する必要がある。

近年、地域環境の変化などにより災害が激甚化・多様化・複雑化しており、それらに対応する防災拠点や緊急避難所、避難路等の基盤整備の推進や防災への意識啓発に努めていく必要がある。

## オ 空き家対策

当町は人口減少等で空き家が増え、倒壊等の事故、景観の阻害、防災や防犯の機能低下等で社会的な問題となっているため、安全・安心なまちづくりを促進に向け、空き家の利用活用対策や除却対策等が必要である。

## カ 環境の整備

環境の整備については、近年地球温暖化や資源エネルギー枯渇といった地球規模の問題から、身近な自然環境の保全に至るまで、様々な環境問題がクローズアップされている。

豊かな自然に恵まれた当町においては、自然からの恩恵を尊び、省資源やリサイクルなど町民と行政が一体となって環境負荷を軽減する取り組みや再生可能エネルギーの活用などを推進し、循環型社会を構築することが必要である。

## (2) その対策

### ア 水道施設

- ① アセットマネジメント計画に基づき既存施設の整備及び施設撤去の計画を進める。
- ② 水源の安全・確保、災害時の応急対策の整備などに努める。
- ③ 簡易水道施設の統合に伴い、区域内の本管路整備と漏水対策等の整備を図り、安定した飲用水の供給に努める。

### イ 下水処理施設

地域住民の良好な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のために、合併処理浄化槽整備事業での整備を推進する。

### ウ し尿処理及びごみ処理

- ① し尿処理については、青森地域広域事務組合による、上磯地区クリーンセンターが稼動しているため、広域処理体制の継続を図る。
- ② 水質汚濁防止やごみ排出量抑制のための意識啓発や町民参加のクリーン作戦を展開する。
- ③ ごみの排出抑制、再使用、再生利用の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に基づく廃棄物処理システムの確立を図る。
- ④ 産業廃棄物などの不法投棄を防止するため対策を講ずる。
- ⑤ 国の補助金を利用し継続して海岸清掃を行う。

### エ 消防・救急・防災施設

- ① 有事に際し迅速な対応が取れるよう、消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得・訓練や講習などを実施し、また、消防屯所、消防車、防火水槽、消火栓などの消防施設の整備等を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図る。
- ② 災害の発生時に、行政機関や関係団体、地域住民が一体となり、今別町地域防災計画に沿った迅速で適切な対応ができる体制の整備を図る。
- ③ 災害発生時の避難が円滑に実施されるよう、防災拠点や緊急避難所、避難路等の整備を進め、個別避難計画等の各種防災関連計画やハザードマップ等の周知媒体の作成も併せて実施し、ソフト、ハード両面での基盤整備を図る。

### オ 空き家対策

- ① 空き家の売却や賃貸を仲介する「空き家バンク」を設置しているので、町内不動産の流通及び定住促進住宅等への再活用に努める。
- ② 当町の空き家対策は、管理不全の空き家について、倒壊等の事故、景観の阻害、防災や防犯の機能低下、ごみ等の不法投棄の誘発など、生活環境の悪化を招く要因として社会的な問題

となっている町内に存する空き家を対象に行った実態調査結果を基に空き家台帳のデータベースを整備・更新するとともに、調査結果をとりまとめ分析し、空き家等対策計画に基づき今後の利活用方策の策定に努める。また、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態もしくは、著しく衛生上有害となる状態にある特定空き家に対しても、調査結果を基に対策の策定に努める。

### カ 環境の整備

- ① エネルギー安定確保のための省資源・省エネの意識高揚を図る。
- ② 地域振興・産業振興に資するため、地域の人材や技術を生かすなど地域に適した方法で、再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を推進する。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分      | 事業名<br>(施設名)           | 事業内容  | 事業主体                | 備考 |
|---------|------------------------|---|---------------------|----|
| 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設<br>地域し尿処理施設 | 浄化槽設置事業<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併浄化槽設置補助金</li> <li>・ 町内の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な環境の河川や海を将来に向かって維持するために、し尿と家庭の生活雑排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を図り、地域の更なる環境改善を目指すものとする。</li> </ul>  | 町                   |    |
|         | (5) 消防・防災施設            | 個別避難計画作成委託料<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料</li> </ul><br>消防屯所・消火設備修繕等工事<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費</li> </ul><br>防災備蓄倉庫設置事業<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置工事費</li> <li>・ 備品購入費</li> </ul> | 町<br><br>町<br><br>町 |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## ○上水道設備

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 鍋田地区飲雑用水施設、由四良川揚水機場、上水道管理室、簡易水道（大泊、二股、今別）、配水管、送水管、量水器                 |
| 基本方針 | ・定期的な点検などを継続的に実施し、適切な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、長寿命化を推進することでトータルコストの最小化に努める。 |

## ○行政系施設（その他行政系施設）

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 対象施設 | 消防団屯所、食糧事務所               |
| 基本方針 | ・計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進する。 |

## ○公営住宅

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 町営住宅、教員住宅   |
| 基本方針 | ・入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新や統廃合を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進める。 |

・今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

児童福祉施設では、町内に幼保連携型の認定こども園が1ヶ所あり、安心して子育てや子どもが健全育成できる環境づくりに努めているが、少子化の影響により定員が43名から33名となり一人ひとりの個性に応じた教育・保育が受けられるようにサービスの充実を図っている。今後も保護者のニーズを把握し、教育・保育の質の向上、子育て支援の体制づくりや子供たちが安全に暮らすための環境整備に努める必要がある。

#### イ 高齢者福祉

当町の令和2年国勢調査における65歳以上の高齢人口は1,290人で、高齢化率は55.3%となっている。平成27年の高齢化率は50.5%と、4.8の増となっている。今後も、さらに高齢化が進み、ひとり暮らし、夫婦のみ高齢者世帯が増え、家族による介護が難しくなるなど、高齢者対策は重要な課題であることから、介護保険事業を円滑・適正に運営するために、ケアプランの点検などの介護給付の適正化などを図ることが必要である。

現在、当町の介護サービスは在宅の、地域密着型デイサービスセンター「ひより」が1事業所。ホームヘルプステーションは「津軽サポート」の1事業所。ショートステイは「なかやま荘」の1事業所となっている。また、入所施設は特別養護老人ホーム「なかやま荘」、地域密着型グループホーム「ふれあいの里」、特定施設入居者生活介護有料老人ホーム「ぬくもり」の3事業所がサービス提供を行っている。

今後は、町外の在宅サービス・施設入所サービスともに利用者の増加が見込まれるため、「今別町地域福祉計画」や「今別町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉、介護が連携した、地域ネットワークの機能強化の実施に向けて取り組む必要がある。

#### ウ 障がい者福祉

障がい者関係施設では、精神障がい者の自立を促すための、「かもめ共同作業所」が開設され、現在は今別町社会福祉協議会に委託し、地域活動支援センターとして運営されている。障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者に対する町民の正しい理解を深めることが不可欠であり、障がい者が障がいのない人と等しく活動できる地域社会「ノーマライゼーション」理念を普及させる必要がある。

## エ 健康づくり

高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化や町民の保健・医療に求める内容の多様化など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は変化している。

また、町民の健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導などを通して、生活習慣病の予防や高齢者の生活機能低下の予防をはじめとする総合的な保健事業を実施し、いつまでも健康でいられるための健康寿命を延伸させる取り組みが求められる。当町では、町民・地域・行政が一体となって健康づくりのための環境づくりを進め、町民一人ひとりの主体的な取り組みを支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう、「今別町保健計画」を策定し事業の効率的な実施を図っていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

- ① 幼保連携型認定こども園については、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など様々なニーズに対応するため、町と施設が協力し安心して子育てや健全育成できる環境づくりを目指して、子育て支援拠点事業による子育て支援サービスを提供、提供量の確保、定員の弾力化に対応できるよう、サービスの充実に努める。
- ② 子供たちの健やかな成長を促すため、子供の医療費助成や保育料の無償化、副食費の無償化等の子育て世帯への経済的支援を継続して実施するとともに、妊婦健診、保育の充実など子育てしやすい環境づくりを促進する。
- ③ 発達の課題や障がいのあるなしに関わらず、子供達に寄り添った支援ができるよう、認定こども園に対して専門的な知識を持った人材を派遣し、必要な知識や技能の普及を図る。
- ④ 町・認定こども園・学校・教育委員会・児童相談所などの関係機関が連携・協力しながら、児童虐待予防に努め、全ての子供に対し支援の切れ目なく、きめ細やかな対応ができる体制づくりを推進する。

### イ 高齢者福祉

- ① 町民福祉課及び地域包括支援センターの高齢者福祉、認知症対策等に対応できる職員の充実を図る。
- ② 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを、地域や各関係機関と連携し構築に努める。
- ③ 地域の交流の場となる高齢者サロンや老人クラブの活動支援と参加を促すための周知に努める。

- ④ 介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し、自立した生活が送れるよう、要介護状態への進行を防止するための健康づくりや介護予防事業の充実を図る。
- ⑤ 訪問介護・通所介護など多様なサービスの提供に努める。
- ⑥ 各地区の集会所等を介護予防の拠点とする「通いの場」の周知を図り、高齢者の健康づくり・仲間づくりのための活動支援に努める。
- ⑦ 健診や受診歴などの情報を踏まえた早期からの生活習慣病予防への取り組みや、フレイル予防対策などの健康づくり事業の充実を図る。
- ⑧ 在宅で生活する高齢者や家族介護者を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供するとともに、サービスの周知、利用促進に努める。
- ⑨ 適切なサービスを提供するとともに介護サービスの質を向上させるために、関係機関の連携強化を図り、情報提供に努める。
- ⑩ 介護保険事業を円滑、適正に運営するために、ケアプランの点検などの介護給付の適正化を図る。
- ⑪ 認知症に対する町民の理解を深めるため、認知症について周知を図る。
- ⑫ 認知症高齢者を地域で見守り支援する認知症サポーターを養成するとともに認知症サポーターを活用した地域全体の見守り体制を整備する。また、徘徊者の早期発見のため、東青地域・警察・消防との広域のネットワークを構築する。
- ⑬ 家族介護者の心身の負担を軽減するため、認知症カフェの内容の充実など家族介護者支援に努める。
- ⑭ 認知症に早期に対応するため、相談支援体制の充実に努める。
- ⑮ 高齢者自らの健康づくり活動や生きがいづくりを側面的に支援し、健康管理意識の高揚を図るとともに、心身ともに健康で自立した生活が送れるように支援する。
- ⑯ 元気な高齢者の力を活用して、高齢者の見守り事業や生活支援事業を行う仕組みづくりを推進する。

#### ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者が社会の一員として住み慣れた地域で、明るく生き生きとして日常生活が送られるよう、身体・知的・精神障がい者関係施設の充実を推進する。また、障がい児の将来の自立と社会参加を目指すため、福祉サービスの充実を図る。
- ② 総合的・包括的な障がい者支援が実施できるように、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化を図る。また、ボランティア活動団体などとの連携を図り、福祉ネットワークの構築を推進する。

- ③ 障がい者のニーズにあったサービスが提供されるよう、障がい者福祉サービス基盤の整備を図る。また、地域住民とのふれあいを大切にした福祉サービスの充実を目指し、ボランティア活動等を支援する。
- ④ 障がい者福祉サービス等の適切な利用を支える相談体制を強化し、関係機関との連携を図る。
- ⑤ 障がい者の文化・スポーツ活動などの参加機会を提供するとともに、参加しやすい環境整備を図る。
- ⑥ 事業者などに対して、雇用の拡大に向けた啓発を行うなど障がい者雇用促進法を尊重し、障がい者の就労のための支援を推進する。

#### エ 健康づくり

- ① 各種健(検)診を受けやすい環境を整備し、健(検)診の受診勧奨とともに生活習慣の見直しなど個々の健康づくりに向けた支援に努める。また、町民が主体となって取り組む健康づくりに対しての支援については、様々な関係機関と連携を図りながら積極的に支援していく。
- ② 精神保健福祉に関する正しい知識の普及や社会復帰のための支援の充実に努める。また、「今別町自殺対策計画」に基づき、保健所をはじめ関係機関、団体等とのネットワークをより強化し、庁内全体で総合的な自殺対策を推進する。
- ③ 結核や肝炎、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染拡大防止対策の充実に努めるとともに、発生時には保健所等の関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応する。

#### ・施設の目標

- 福祉系施設（保健・福祉施設）・・・ 目標：長寿命化（現状：長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                        | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|---------------------------|---|------|----|
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | <p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師及び助産師が、育児支援その他の支援を必要とする妊産婦を対象に、妊婦訪問指導・産後ケア事業を実施する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を通して、育児支援や産後うつ予防、児童虐待防止に努めることで、少子化対策として子どもを産み育てやすい環境を整備することができる。</li> </ul>        | 町    |    |
|                           |                           | <p>学校保健関係事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校において思春期教室やたばこ・アルコールの学習を通して子どもの頃から「健やか力」を身につける。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達自身が、正しい情報を選択できるようになり、自分の健康づくりに努めるようにする必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃から健康についての正しい知識を身につける事で、将来の健康の保持増進につながる。また、子ども本人だけではなくその家族の健康増進にも波及し、心身ともに健康な町民の育成を図ることができる。</li> </ul> | 町    |    |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | <p>出産一時金・新生児誕生記念品・乳児おむつ購入助成事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産祝金として、対象児童1人につき20万円支給。新生児誕生した場合記念品を贈呈(上限1万円)のほか、おむつ購入費の一部助成(上限4万円)する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今別町の次世代を担う子どもの誕生を祝い、良好な子育て環境の整備する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯への経済的支援を行うことで、少子化対策としての子育てしやすい環境づくりが整備され、子どもたちの健やかな成長の手助けになる。</li> </ul> | 町 |  |
|  | <p>保育料無償化・副食費無償化事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の無償化対象外の0～2歳児の保育料の無償化、国の無償化対象外の3～5歳児の副食費の無償化を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯への経済的負担軽減を図り、少子化対策として子育てしやすい環境づくりを促進する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯への経済的支援であり、少子化対策としての子育てしやすい環境づくりを促進することで、子どもたちの健やかな成長の手助けが可能となる。</li> </ul>                     | 町 |  |
|  | <p>子どもの医療費助成事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校卒業の年度末まで医療費を助成する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯の経済的負担を軽減する必要がある。</li> </ul>   | 町 |  |

|            |   |   |  |
|------------|---|---|--|
|            | <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的負担が少ないことで早期に受診でき、傷病等が重症になることを防げる。また、経済的な理由で受診のタイミングを迷わなくて良いため心理的な不安も軽減される。</li> </ul>  |   |  |
| 高齢者・障がい者福祉 | <p>高齢者等見守り体制確保事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区総代や民生委員による安否確認や、郵便局員による郵便物配達時の安否確認に協力してもらい、地域全体で高齢者等の見守り体制を構築する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人暮らしの高齢者が増加したことで安否確認をする必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常の早期発見・早期対策となり、各地区町民間の連携も強化され、孤独を感じる高齢者等の減少にもつながる。今後さらに高齢化が進む中で、地域全体の見守りに対する意識向上及び対策強化になる。</li> </ul> <p>通いの場地域介護予防活動支援事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区の集会所等を、介護予防の拠点とする「通いの場」の周知や支援を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の介護予防を図り、要介護度の進行を防ぐ必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自らが活動に意欲的になることにより、ひきこもりがちな高齢者の減少、町の事業への積極的な参加などにより地域の活性化にも繋がり、心身ともに健康で自立した生活が送れるようになる。</li> </ul> | 町 |  |
|            |   | 町 |  |



|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | <p>歯科保健事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期から中学校まで、それぞれの発達段階に応じた歯科保健教室を行い、成人期以降は歯周疾患検診や歯科口腔検診を行う。節目年齢の対象者には個別通知により受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯や口の健康についての知識を深め、う歯や歯周疾患を予防する必要があるため。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期から歯や口の健康について正しい知識を見につけることで、う歯予防や歯周疾患の減少に繋がる。また、定期的に歯周疾患検診等を受診することで、早期発見・早期治療に繋がる。口腔の健康が保持増進、高齢になっても自分の歯を保持することで健やかに生活することができる。</li> </ul> | 町 |  |
|--|--|---|---|--|

## 医療の確保

### (1) 現況と問題点

当町の医療施設は今別町国民健康保険今別診療所1カ所、一般開業医院1カ所、歯科医院が1カ所あり、人口に比較して医療機関はほぼ充足しているが、専門医の不足から青森市内の医療機関に依存する度合いが高くなっている。今別町国民健康保険今別診療所については、年々高齢者が増加傾向にあることから訪問診療、保健指導、特定健診等を引き続き行っていく必要がある。

診療所の役割は、病気の初期治療や安定期の治療、また在宅患者の治療を主とし、重く複雑な病気の患者の治療や高度医療機器を使用した診断・治療が必要な時は専門性の高い医療機関への橋渡しをする窓口であり、限りある医療資源を有効に活用するために、町民のニーズに応じた医療機関の役割分担や医療機関、医療と介護間の連携を強化し、より効率的・効果的な医療体制を構築する必要がある。

また、高齢者の割合が高い当町では、通院が困難である町民が増加している。受診のための手段は、町内の巡回バス、今別町社会福祉協議会の移送サービス「ふれあい号」、津軽サボートの移送サービスが利用されている状況であるが、安心在宅医療(訪問診療)事業のもと、利用の増加を図り、町民が安心して生活できる療養環境の充実を目指す。

### (2) その対策

- ① 他の医療機関と患者の電子カルテ等の情報の共有化を図り、患者への最善、的確な医療サービスの提供に寄与するとともに、地域医療機関の連携を進める。
- ② 医師、看護師、保健師等との連携で、患者一人ひとりの立場に立った診療及び保健指導に努める。
- ③ 歩行困難な在宅患者が自宅で医療が受けられるように訪問診療に努める。
- ④ 定期受診できる体制で患者の健康状態を観察し、医療の推進を図る。
- ⑤ 採血・心電図・レントゲン撮影・超音波検査・骨密度測定などの定期検査を行い、患者の健康状態をチェックしながら患者のニーズに沿った医療を提供する。
- ⑥ 効率的な医療提供のために医療機関の機能分担及び連携を図る。患者の同意の下に他の医療機関との情報共有を行う。
- ⑦ 遠隔地区住民のための巡回バスの効率的な運行に努める。また、訪問診療を行い、安心して医療が受けられる環境づくりと療養生活の質の向上を図る。

・施設の目標

○福祉系施設（医療施設）・・・ 目標：長寿命化（現状：長寿命化）

### （3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分    | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------|------------------------------|--|------|----|
| 医療の確保 | (1) 医療施設                     | 今別診療所駐車場舗装工事   | 町    |    |
|       | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | 今別診療所業務支援事業<br>事業概要<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師不在の状況となった場合において、近隣町村からの医師派遣に要する経費を負担する。</li> </ul> 事業の必要性<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医の不足から近隣市町村の医療機関と連携が必要である。</li> </ul> 事業の効果<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣市町村の医療機関が連携することによって、より専門性の医療機関を受診することができ、入院等の調整もスムーズにできる。</li> </ul> | 町    |    |

### （4）公共施設等総合管理計画等との整合

○福祉系施設（医療施設）

|      |  |
|------|--|
| 対象施設 | 今別診療所、診療所車庫                              |
| 基本方針 | ・ 必要不可欠な施設のため、適切な維持管理と効率的な施設の維持管理・運営を図る。 |

・ 今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

急速に進む少子高齢化や人口減少、情報化社会の進展により教育現場にも ICT の活用が求められるなど、子ども達を取り巻く環境が大きく変わりつつある。こうした社会だからこそ、「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育むために、一人ひとりの個性・能力を把握し、理解や習熟の程度等に配慮しながら、個に応じたきめ細やかな指導を行う必要がある。

また、特別支援教育については、障がいが多様化・複雑化していることから、福祉や医療等の関係機関と連携し、教育的ニーズに応じた支援を行っていく必要がある。

今後も少子化により、児童生徒数が減少することが予想される。現在の小・中学校における児童生徒数については、小学校が 35 名、中学校が 17 名となっており、来年度の新入学児童数は 7 名で、今後も一桁台の入学者数で推移していく見込みである。小学校では平成 28 年度から複式学級が始まり、現在では複式学級も 2 学級となっているが、子育て世代の若者をはじめとした移住・定住者の拡大を促進するとともに、充実した教育が可能な小規模校のメリットを最大限に生かすための取り組みや子どもたちの国際感覚醸成のための仕組みづくり、地域の教育力を活用するなど地域と一体となり、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む教育環境を整備することが必要である。

#### イ 社会教育

誰もが、生涯を通じて「いつでもどこでも学びたいときに学べる」ことを目的とした活動を展開し、教育現場での学校支援活動として町地域人材による学習はもちろん、公民館施設等での講座・サークル活動を実施してきた。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に伴い、各活動の参加者減少や担い手の減少など大きな課題を残すこととなった。

今後は、豊かで活力ある社会を築いていくために、各活動の見直しを行いながら、連携できるものについては相互に協力をしながら実施していくとともに、担い手の育成に力を入れ、継続的に活動が展開できるよう工夫を凝らしていく必要がある。

#### ウ スポーツ・レクリエーション

2026 年には第 80 回国民スポーツ大会が青森県で開催され、当町では「年齢別バドミントン」のデモンストレーションスポーツ会場地となっているため、スポーツに対する関心が高まっていくものと考えられる。

著しい人口減少により、スポーツ活動団体やグループが衰退していたが、平成30年7月にいまべつ総合体育館が完成し、念願であったスポーツ施設を整備することができ、各種スポーツ事業やスポーツ協会加盟団体の練習を開催している。

しかし、人口減少に比例してスポーツ人口の減少も否めない現状である。各種スポーツ団体への支援やスポーツ人口増加に向けた取り組み、高齢者の健康維持、生涯にわたって健康で充実した生活を送る「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境や指導者を育成する必要がある。

## エ 芸術・文化

心の豊かさを求める意識の高まりを背景として、地域における芸術・文化活動の重要度が増している。地域の歴史や文化、民俗芸能については、生活様式の多様化や少子化の進行により、伝承活動が困難な状況になってきている。

これからのグローバル社会を生き抜く子どもたちにとって、異文化を正しく理解することはとても重要である。小学校で外国語教育が必修化され、小学校のうちから外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を向上させることが望まれている。JETプログラムを活用し、外国語指導助手等を小学校に派遣、連携し、言語運用能力の育成にとどまらず、異文化理解と多様な価値観を尊重し、国際社会で主体的に活動できる資質・能力を育む外国語教育の推進に努める必要がある。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- ① 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。また、小学校については耐震診断により不適格建築物となっていることから令和4年3月末に廃校となった青森北高校今別校舎への移転事業を進め、校舎改修を行った。令和5年4月より校舎の移転を行い、児童の安全を確保するとともに、防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取り組みの推進、地域社会、家庭との連携の強化を図る。
- ② 児童生徒の学力の向上や心身の健全な育成には、教職員の指導力が重要となる。そのため、教員の各種研修会への参加やICT設備の積極的な活用など教職員のスキルアップを目指し、児童生徒の学力向上を図る。

- ③ デジタルツールの活用がさらに進み情報技術が進歩した時代になっていく。こうした情報技術に対応できるような教育を推進していくとともに、人間らしい力を身に付けるため「文章や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心」を育めるよう教育の質の向上を目指す。
- ④ 特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育ニーズを把握し、必要に応じて特別支援学級や支援員を配置するなどの支援を図る。
- ⑤ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、命を大切に作る心、人権を尊重する心、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。
- ⑥ 学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図る。
- ⑦ 将来の町を担う人材育成のため、町外への通学者がいる世帯に対して通学費の補助や奨学資金貸与制度など保護者の負担軽減を図るとともに、スクールバスについても児童生徒の安全を守るため計画的に整備及び更新を行う。
- ⑧ 給食センターは、児童生徒の栄養状態の改善及び健康維持・増進等を目的として運営している。また、災害等には、給食が提供できるよう非常食を備蓄するなど様々な役割を担っている。今後も安定した給食センター運営を行う。

## イ 社会教育

- ① 生涯学習の拠点である公民館やふれあい文庫など社会教育施設の老朽化が課題となっており、安心安全な学習環境を整えるため施設の維持管理に努める。
- ② 地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、「学校運営協議会」を設置し、学校・家庭・地域が協働して、子ども達の成長を支える取り組みを推進する。
- ③ 学習機会の提供に努め、町民が日常生活に必要な知識や教養を高めるための講座実施に努める。
- ④ 講座・講演、イベント、サークル活動などの情報を広報誌やホームページなどで紹介し、情報の共有化を図る。
- ⑤ 各種研修などを通して、生涯学習の指導者やボランティアの育成と資質の向上に努める。
- ⑥ 子どもから高齢者まで、あらゆる世代間の学習や交流の場づくりを進めるため、学校教育や公民館を拠点とした地域の多様なネットワーク構築とコミュニティの活性化に努める。



## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分        | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|---|------|----|
| 教育の<br>振興 | (1) 学校教育関連施設<br>校舎            | 校舎LED化事業<br>・ 工事費   | 町    |    |
|           |                               | 特別教室エアコン設置事業<br>・ 工事費   | 町    |    |
|           |                               | 小学校体育館トイレ・用具庫設置工事<br>・ 工事費  | 町    |    |
|           |                               | 中学校トイレ洋式化事業<br>・ 工事費  | 町    |    |
|           |                               | 小中学校校舎屋根塗装工事<br>・ 工事費   | 町    |    |
|           | スクールバス                        | 公用車購入事業(更新)<br>・ スクールバス 1台  | 町    |    |
|           | (3) 集会施設、体育施設等<br>体育施設        | いまべつ総合体育館空調設備設置工事<br>・ 工事費<br>・ 設計施工管理委託料   | 町    |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>義務教育 | フロンティア推進事業<br>事業概要<br>・ 小中学校のパソコンをリースにより整備し、その利活用によって過疎地域の中で最新情報を取得することで、都市部との情報格差の是正を図り、情報技術が進歩した時代の情報技術に対応できるよう教育を推進する。<br><br>事業の必要性<br>・ 情報技術が進歩していく世の中だからこそ、パソコンをリースにより整備し、5年で機器の更新等を定期的に行い、最新の情報技術を習得する必要がある。 | 町    |    |



|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域が協働し、地域・教育課題の共有と解決への発展を図ることができ、地域住民との交流を通じて、子どもたちの地域への愛着、自尊感情、コミュニケーション能力等の向上による人材育成を図ることができる。</li> </ul> <p>国際交流事業</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校にALTを派遣し国際教育及び国際交流機会の拡充を行うほか、今までに行ってきたホストタウン交流を活用し幅広い国際交流への参加を推進することで、町民の国際交流に対する意識の高揚を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際化が一層進展している社会において、当町では、外国人との交流機会があまりない。そのため、ALTとの英語授業やホストタウン交流を通じて国際理解教育の推進を図る必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の英会話能力向上とホストタウン交流を通じたコミュニケーション能力の向上が見込まれる。また、異文化への知識と理解を得ることができる。</li> </ul> | 町 |  |
|--|--|---|---|--|

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## ○学校教育系施設

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 今別小学校、今別中学校、学校給食センター  |
| 基本方針 | ・学校施設については、統廃合を進めてきたことにより、現在は小学校1校、中学校1校となった。15歳未満人口が少ないため将来の児童生徒数や社会環境の変化による学校の適正規模・適正配置を検討する。 |

## ○生涯学習系施設

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 今別町中央公民館、町民ふれあい文庫                               |
| 基本方針 | ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修等の取り組みを進める。 |

## ○スポーツ・レクリエーション系施設

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | いまべつ総合体育館   |
| 基本方針 | ・平成30年に新設されたいまべつ総合体育館については、利用者数や要望等を踏まえ備品等の更新を行うとともに、長期的に施設が利用できるようメンテナンスに努めることとする。 |

・今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

## 集落の整備

### (1) 現況と問題点

当町の集落形成は、東西 17km の海岸線国道沿いと南北 14 km の今別川流域沿いに、今別・浜名・大川平・二股・鍋田・村元・山崎・大泊・袈月・砂ヶ森・奥平部の 11 集落が散在している。

このうち、主な公共施設や公的機関のある今別地区に全世帯の 4 割弱が集中し、ある程度商店街も形成されている。

しかし、全町的に見ると、地形的な条件から必ずしも全ての集落が同等の行政サービスが受けられる状況にはなっていないため、幹線道路網の確保や集会施設の整備、移動行政サービスなどをこれからも計画的に実施していく必要がある。

これまで、集落環境に関する整備では、二股地区・鍋田地区・奥平部から大泊地区の 4 地域は辺地総合整備計画による事業も行われ、優先的に生活環境の整備等に着手されてきたが、海岸地域においては長期にわたる漁業不振等や後継者不足により、人口減少が最も大きく現れている。

一方、今日的な情勢から見ると、袈月地区を中心とした津軽国定公園袈月海岸一体は観光開発の拠点となっており、高野崎を中心とした周辺施設の整備を行っていく必要がある。

今後は、時代の変化に応じた各集落の立地条件、機能等を最大限に生かした新たな集落環境の整備を図っていく必要がある。

### (2) その対策

- ① 地元における就労機会の確保を図る。
- ② 個々の集落がもつ、優れた条件や特性を生かし、集落間を有機的に結合していく。
- ③ 連帯意識と郷土愛に培われた住みよい地域づくりのため、地域のコミュニケーション活動を推進する。時代に対応した集落環境整備のため、長期的な計画を策定する。

## 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

当町の伝統芸能である「荒馬」は、江戸時代から代々受け継がれてきたもので、現在、「今別荒馬保存会」「大川平荒馬保存会」「二股荒馬保存会」の3つの保存会によって傳承されている。平成15年には青森県重要無形文化財に指定され、町の各種イベント・保育園や学校行事に多く取り入れられ活発に活動している状況である。近年、都市との交流や県内外のイベント等への参加依頼も増えている。

また、当町には、青森県重要文化財指定の「青銅塔婆」「赤根沢の赤岩」などの観光資源や、町指定の文化財が数多くあり、地域資源として積極的に活用しながら調査収集と保存に努める必要がある。

### (2) その対策

- ① 青少年の健全育成や地域文化振興のため、「荒馬」保存会との連携を密にし、傳承活動や交流活動を積極的に行い、地域の活性化を図る。
- ② 古きよき歴史や文化を尊重し、世代間交流を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分       | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容  | 事業主体  | 備考 |
|----------|-----------------------------|---|-------|----|
| 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>地域文化振興 | <p>荒馬保存育成事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の伝統芸能「荒馬」を次の世代に繼承するため、保存会への支援を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化が進んでおり、町の伝統芸能である「荒馬」についても担い手が不足してきているため、次の世代へ繼承活動を行っている保存会を支援する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存会を支援することで、伝統芸能が途絶えることなく繼承され、活動に参加している人々の意欲向上にもなり、交流活動によって関係人口が増加することで、地域の活性化を図ることができる。</li> </ul> | 荒馬保存会 |    |

## 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

当町の公共施設における再生可能エネルギーの導入実績はまだゼロである。国内を見ると、地球温暖化防止のため、「脱炭素化」に向けた取り組みが加速しており、太陽光、風力、水力、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーの活用が求められていることから、当町においても再生可能エネルギー資源の効果的な活用の推進を図ることが求められている。

### (2) その対策

脱炭素社会を実現するために、風力、水力、太陽光、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を推進し、地球温暖化防止に向けた取り組みを計画的に進めていくことにより、農村漁村の活性化と農林漁業の振興にも活用していく必要がある。

### (3) 計画

再生可能エネルギーの利用の推進に係る事業について、現在当町では分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランが策定されていることから、プランに沿った事業を計画していく。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当町では、再生可能エネルギーを利用している施設が無い場合、公共施設総合管理計画に関連する記載は無い。今後再生可能エネルギーの活用が計画された場合、整合性を図るものとする。

## その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

近年、従来からの都市・生活型公害に加え、地球温暖化など地球規模での環境問題が大きく取り上げられるようになり、資源消費や環境負荷の少ない循環型社会への転換が求められている。

当町は、海と山に囲まれた豊かで美しい自然環境を有し、この美しい環境を次世代に引き継いでいくため、地球環境を視野に入れた環境施策に取り組むとともに、地域資源の有効活用を図るため、自然エネルギーの活用を推進していく必要がある。

また、町に存在する廃止された施設については、周辺環境や住民生活への影響を考慮し、計画的な解体が必要である。郷土の山や川、植生その他の自然環境を守り育てていく意識高揚を高めるため、住民への啓発を図る。

### (2) その対策

- ① 郷土の山や川、植生その他の自然環境を守り育てていく意識高揚を高めるため、住民への啓発を図る。
- ② 日常の生活空間や、レクリエーションの場として大切な自然環境を保全し、人と自然がふれあえる設備を整備していく。
- ③ 環境の保全に自発的、積極的に行動する住民の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などの支援を行っていく。
- ④ 老朽化により共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない施設を解体し、安全性の確保を図る。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 区分                  | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---------------------------|--|------|----|
| その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | <p>公共施設修繕等事業(基金積立)</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の修繕・解体・耐震化を行うため基金積立するものである。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の修繕・耐震化、老朽化による共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない施設を計画的に解体するため必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の修繕・耐震化、老朽化による共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない解体することにより、周辺環境の整備や、住民生活の安全性の確保が図られる。</li> </ul> | 町    |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・今別町公共施設等総合管理計画では人口減少・少子高齢化社会への対応、財政状況への対応を踏まえつつ、長寿命化・集約化等を行うこととしており、上記施設は同様の方針としていることから整合性が図られている。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 区分                    | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容  | 事業主体 | 備考  |
|-----------------------|----------------------------|---|------|---|
| 1.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | <p>移住促進情報発信事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「今別町お試し暮らし住宅」を活用した地域内での居住体験及び第1次産業等体験を企画し、当町での暮らしを体験できる機会を設けるとともに、首都圏等での積極的PRや移住相談会への参加等で、当町を知ってもらい、訪れてもらうきっかけづくりを行っていく。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町は自然減及び社会減により人口減少が続いており、日本創生会議の消滅可能性都市でも第3位に位置付けられ、移住・定住施策の推進は喫緊の課題である。全国的に知名度の低い当町を首都圏等でPRし実際に訪問してもらうことが肝要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住検討者層に当町を知ってもらい、実際に訪問し暮らしを疑似体験してもらうことで移住検討者への積極的アプローチとなり、移住者の増加が見込まれる。</li> </ul> | 町    | 移住検討者層に当町を知ってもらい、実際に訪問し暮らしを疑似体験してもらうことで移住検討者への積極的アプローチとなり、移住者が増えることから地域の持続的発展に資する事業である。 |
|                       |                            | <p>移住者向け助成事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者及び移住検討者が利用できる補助金等(移住・定住引越し費用支援補助金)、移住者向けの助成制度を充実させることで移住者誘致策とする。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住検討段階から実際の移住時にかけての助成制度を町独自に充実させることで他自治体との差別化を図り、移住検討者層へ積極的PRをする必要がある。</li> </ul>  | 町    | 移住者向け助成は今後も継続予定であり、継続していくことで「移住者向け助成が充実した町」というイメージを定着させ、移住者が増えることから地域の持続的発展に資する事業である。   |

|       |  |   |         |  |
|-------|--|---|---------|--|
|       |  | <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者向け助成が充実した町というイメージを定着させることで、移住検討者層に知ってもらいきっかけとなり、移住者が増加する。</li> </ul> <p>地域おこし協力隊事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方が求められる中、新しい働き方や仕事の創出のため町外人材を活用し地域おこし協力隊を採用、地域に定着及び起業または事業承継してもらうことで町全体の起業マインドの醸成を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内での他分野にわたる担い手不足を解消し町の停滞感を打破するために、多様な能力を持った町外者を地域おこし協力隊として採用し、町活性化を図る必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域おこし協力隊を採用することで将来的な起業家や事業承継の候補者の確保ができ、多分野にわたって地域活性化策をけん引する人材となり、地域おこし協力隊が起業または事業承継することで町全体の起業マインドの醸成を図る。</li> </ul> | 町       | <p>地域おこし協力隊を採用することで将来的な起業家や事業承継の候補者の確保ができ、多分野にわたって地域活性化策をけん引する人材となり、地域おこし協力隊が起業または事業承継することで町全体の起業マインドが醸成されるため、地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| 地域間交流 |  | <p>友好町交流事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知内町との友好町交流や木古内町との青函交流を推進、既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得、人的交流の促進を図る。</li> </ul>   | 町及び関係団体 | <p>自治体間・民間での既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得・人的交流の促進・相互活性化が図られるため、地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                |

|  |  |                     |  |
|--|--|---------------------|--|
|  | <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模で過疎が進む中山間地域である当町においては、町内のみでは知識・知見等が限られるため、自治体同士の交流・住民団体同士の交流により相互の知見等の共有・更新につなげる必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間での知内町との友好町交流や木古内町との青函交流を推進、自治体間・民間での既存の交流事業の充実を図るとともに、新規分野での交流を実施することで新たなノウハウ等の獲得、人的交流の促進が図られる。</li> </ul> <p>関係人口との協働事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒馬を通じた関係人口と地域住民との交流及び協働を推進し、地域の賑わい創出及び地域活性化、外貨獲得等を目指す。直近では、地域内の空き家及び旧小学校（現：荒馬の里資料館）を交流拠点とする。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係人口の創出等は国の第2期総合戦略にも明記され、当町に既にある特別な財産であると言っても過言ではない。その関係人口の人々との交流がコロナ禍により途絶えかねない状況の中、交流を継続させ更なる地域の賑わい創出、地域活性化につなげる必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒馬の里資料館を関係人口の受入拠点兼、地域内外の人の交流拠点とすることで、継続的に関係人口を受け入れる受け皿とする。今後拠点を活用し通年観光の受入等も視野に入れ外貨獲得にも資する。</li> </ul> | <p>町及び<br/>関係団体</p> | <p>荒馬の里資料館を関係人口の受入拠点兼、地域内外の人の交流拠点とすることで、継続的に関係人口を受け入れる受け皿とし、拠点を活用し通年観光の受入等も視野に入れ外貨獲得にも期待され、拠点運営をする住民組織を組成することで継続的な運営ができ、民間主導での関係人口の受入に拍車をかけることができることから地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|--|--|---------------------|--|

|                |                                     |  |                  |   |
|----------------|-------------------------------------|--|------------------|---|
|                | <p>人材育成</p>                         | <p>多世代交流事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代への地域愛・郷土愛の醸成を目標に町内外の多世代が交流する事業を実施する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代を中心とした転出超過の一因は、地域愛・郷土愛が成長過程で十分に醸成されていないことにある。普段かかわりのない多世代が交流することで地域の素晴らしさを若い世代に伝える必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多世代が交流し体験を共有する事業を行うことで、地域資源の再認識、幼少期からの地域情報や文化の素晴らしさに対する理解度の向上を図る。</li> </ul>   | <p>町</p>         | <p>多世代が交流し体験を共有する事業を行うことで、地域資源の再認識、幼少期からの地域情報や文化の素晴らしさに対する理解度の向上につながり、事業参加者に地域愛・郷土愛等が醸成されることで、将来的な社会減対策になるため、地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| <p>2.産業の振興</p> | <p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>商工業</p> | <p>商工振興事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特産品である津軽海峡今別産のうに・サーモンをメインとしたPR事業を実施し、特産品を用いた商品開発を行うことで地場製品の消費拡大を図る。<br/>地場産品等販売所において、来町者へ特産品等のPR、販売拡大、観光情報の発信を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>うにや新たな特産品である今別サーモンの地場産品等販売所で販売や商品開発を行い、特産品を広くPRするため必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来町者へ地場製品の販売、PR、観光情報を発信し、商品開発を行うことで、消費拡大を目指しながら、町への新しい人の流れを作り、産業の振興を図る。</li> </ul> | <p>今別町商工会及び町</p> | <p>来町者へ地場製品の販売、PR、観光情報を発信し、商品開発を行うことで、消費拡大を目指しながら、町への新しい人の流れを作り、特産品の認知度を高め消費拡大・観光客誘致を図ることで産業の振興につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>     |

|                                    |                                   |  |          |  |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|----------|--|
| <p>3.交通疏泄の整備、交通手段の確保</p>           | <p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業<br/>その他</p>  | <p>新幹線等通勤・通学援助定期助成金事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤者、通学者の新幹線等通勤・通学援助定期助成金事業を行うことにより、「奥津軽いまべつ駅」等の利用促進を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤者、通学者の新幹線等通勤・通学援助定期助成金事業を行うことで、高校進学や就職による、町民の町外流出を抑制する必要性がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の高校が閉校となり、町外へ進学する人と、町外で働いている人への経済的負担を軽減することを目的としている。</li> </ul>                         | <p>町</p> | <p>町外へ進学する人と、町外で働いている人の経済的負担を軽減することで、若者の町外流出を抑制し、町の人口減少に繋がる。</p>   |
| <p>6.子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進</p> | <p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業<br/>児童福祉</p> | <p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師及び助産師が、育児支援その他の支援を必要とする妊産婦を対象に、妊娠訪問指導・産後ケア事業(宿泊型・訪問型)を実施する。また、利用料の軽減を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を通して、育児支援や産後うつ予防、児童虐待防止に努めることで、少子化対策として子どもを産み育てやすい環境を整備する。</li> </ul> | <p>町</p> | <p>妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を通して、育児支援や産後うつ予防、児童虐待防止に努めることで、少子化対策として子どもを産み育てやすい環境を整備することができることから、地域持続的発展に資する事業である。</p> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  | <p>学校保健関係事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校・高校において思春期教室やたばこ・アルコールの学習を通して子どもの頃から「健やか力」を身につける。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達自身が、正しい情報を選択できるようになり、自分の健康づくりに努めることができるようにする必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃から健康についての正しい知識を身につける事で、将来の健康の保持増進につながる。また、子ども本人だけではなくその家族の健康増進にも波及し、心身ともに健康な町民の育成を図ることができる。</li> </ul> <p>出産一時金・新生児誕生記念品・乳児おむつ購入助成事業<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出産祝金として、対象児童1人につき20万円支給。新生児誕生した場合記念品を贈呈(上限1万円)のほか、おむつ購入費の一部助成(上限4万円)する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今別町の次世代を担う子どもの誕生を祝い、良好な子育て環境の整備する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への経済的支援であり、少子化対策としての子育てしやすい環境づくりを促進することで、子どもたちの健やかな成長の手助けが可能となる。</li> </ul> | <p>町</p> <p>子どもの頃から健康についての正しい知識を身につける事で、将来の健康の保持増進につながる。また、子ども本人だけではなくその家族の健康増進にも波及し、心身ともに健康な町民の育成につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p> | <p>町</p> <p>家庭の経済状況に関わらず、質の高い幼児教育を受ける機会を保障すると同時に、育児への経済的な負担感をやわらげ、子どもを産み育てやすい環境を整えることに繋がる。</p> |
|--|--|--|--|--|

|                  |  |          |  |
|------------------|--|----------|--|
|                  | <p>保育料無償化・副食費無償化事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の無償化対象外の0～2歳児の保育料の無償化、国の無償化対象外の3～5歳児の副食費の無償化を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への経済的負担軽減を図り、少子化対策として子育てしやすい環境づくりを促進する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への経済的支援であり、少子化対策としての子育てしやすい環境づくりを促進することで、子どもたちの健やかな成長の手助けが可能となる。</li> </ul> | <p>町</p> | <p>家庭の経済状況に関わらず、質の高い幼児教育を受ける機会を保障すると同時に、育児への経済的な負担感をやわらげ、子どもを産み育てやすい環境を整えることに繋がることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>              |
|                  | <p>子どもの医療費助成事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高校卒業の年度末まで医療費を助成する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯の経済的負担を軽減する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的負担が少ないことで早期に受診でき、傷病等が重症になることを防げる。また、経済的な理由で受診のタイミングを迷わなくて良いため心理的な不安も軽減される。</li> </ul>  | <p>町</p> | <p>経済的な負担が少しでも軽減されることで子育て世代の移住・定住の促進、子育てしやすい環境づくりの促進に繋がることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                      |
| <p>高齢者・障害者福祉</p> | <p>高齢者等見守り体制確保事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区総代や民生委員による安否確認や、郵便局員による郵便物配達時の安否確認に協力してもらい、地域全体で高齢者等の見守り体制を構築する。</li> </ul>  | <p>町</p> | <p>異常の早期発見・早期対策となり、各地区町民間の連携も強化され、孤独を感じる高齢者等の減少にもつながる。今後さらに高齢化が進む中で、地域全体の見守りに対する意識向上及び対策強化になることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

|       |   |   |  |
|-------|---|---|--|
|       | <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人暮らしの高齢者が増加したことで安否確認をする必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異常の早期発見・早期対策となり、各地区町民間の連携も強化され、孤独を感じる高齢者等の減少にもつながる。今後さらに高齢化が進む中で、地域全体の見守りに対する意識向上及び対策強化になる。</li> </ul> <p>通いの場地域介護予防活動支援事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区の集会所等を、介護予防の拠点とする「通いの場」の周知や支援を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の介護予防を図り、要介護度の進行を防ぐ必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者自らが活動に意欲的になることにより、ひきこもりがちな高齢者の減少、町の事業への積極的な参加などにより地域の活性化にも繋がり、心身ともに健康で自立した生活が送れるようになる。</li> </ul> | 町 | <p>高齢者自らが活動に意欲的になることにより、ひきこもりがちな高齢者の減少、町の事業への積極的な参加などにより地域の活性化にも繋がり、心身ともに健康で自立した生活が送れるようになることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| 健康づくり | <p>健康づくり事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健(検)診後の結果説明会や健康づくり教室を実施することで正しい知識の普及を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が多いため、自身の身体の状態・生活習慣を理解することで、健康づくりや生活習慣病の予防が可能となり、発症予防・重病化予防となるため必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病、生活機能の低下を予防により、健康寿命が延伸し健やかに生活することができる。</li> </ul>   | 町 | <p>生活習慣病、生活機能の低下を予防により、健康寿命が延伸し健やかに生活することができるようになることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>  |



|          |                           |  |   |  |
|----------|---------------------------|--|---|--|
| 7 医療の確保  | (3) 過疎地域持続的発展特別事業         | <p>今別診療所支援事業</p> <p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師不在の状況となった場合において、近隣町村からの医師派遣に要する経費を負担する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門医の不足から近隣市町村の医療機関と連携が必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市町村の医療機関が連携することで、専門性の高い医療機関を受診でき、入院等の調整もスムーズにできる。</li> </ul>  | 町 | <p>将来にわたり町民が安心して医療を受けることができる体制を確保できることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>  |
| 8. 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>義務教育 | <p>フロンティア推進事業</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校のパソコンをリースにより整備し、その利活用によって過疎地域の中で最新情報を取得することで、都市部との情報格差の是正を図り、情報技術が進歩した時代の情報技術に対応できる教育を推進する。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報技術が進歩していく世の中だからこそ、パソコンをリースにより整備し、5年で聞きの更新等を定期的に行い、最新の情報技術を習得するため必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の最新の情報技術の習得と「文書や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し合おうする力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究心」を育むとともに教育の質の向上を図ることが可能となる。</li> </ul> | 町 | <p>児童生徒の最新技術の習得と「文書や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究心」を育むとともに教育の質の向上を図ることが可能となることから地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|          | その他                       | <p>放課後子ども教室推進事業</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室コーディネーター及び教育活動サポーターが、放課後や週末等に学校の教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に実施する。</li> </ul>   | 町 | <p>子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養し、人材育成を図るとともに、地域社会全体の教育力の向上と地域の活性化を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりにもつながることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>            |

|  |  |          |  |
|--|--|----------|--|
|  | <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共働き世帯が増加していることから、放課後を安心・安全に過ごす活動拠点を設ける必要があることや様々な体験を通じて豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図る必要があるため。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養し、人材育成を図るとともに、地域社会全体の教育力の向上と地域の活性化を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりにもつながる。</li> </ul> <p>地域学校協働活動事業<br/>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域が協働して、将来にわたり子供たちの成長を支えるために小・中学校2校合同の学校運営協議会を設置し、地域と学校が一体となって教育活動を行う取り組みを進める。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、学校・家庭・地域が連携協働した取組を推進する必要があるため。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域が協働し、地域・教育課題の共有と解決への発展を図ることができ、地域住民との交流を通じて、子どもたちの地域への愛着、自尊感情、コミュニケーション能力等の向上による人材育成を図ることができる。</li> </ul> | <p>町</p> | <p>学校・家庭・地域が協働し、地域・教育課題の共有と解決への発展を図ることができ、地域住民との交流を通じて、子どもたちの地域への愛着、自尊感情、コミュニケーション能力等の向上による人材育成を図られることから地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|--|--|----------|--|

|             |                             |   |       |   |
|-------------|-----------------------------|---|-------|---|
|             |                             | <p>国際交流事業<br/>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校にALTを派遣し国際教育及び国際交流機会の拡充を行うほか、今までに行ってきたホスタウン交流を活用し幅広い国際交流への参加を推進することで、町民の国際交流に対する意識の高揚を図る。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際化が一層進展している社会において、当町では、外国人との交流機会があまりない。そのため、ALTとの英語授業やホスタウン交流を通じて国際理解教育の推進を図る必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の英会話能力向上とホスタウン交流を通じたコミュニケーション能力の向上。また、異文化への知識と理解を得ることができる。</li> </ul> | 町     | <p>事業を継続して行うことで児童生徒の英会話能力の向上だけでなく、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく能力を身につけることで、国際的な感覚を持った人材が育成され地域に貢献することが期待される。</p>   |
| 10.地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>地域文化振興 | <p>荒馬保存育成事業<br/>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町の伝統芸能「荒馬」を次の世代に継承するため、保存会への支援を行う。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化が進んでおり、町の伝統芸能である「荒馬」についても担い手が不足してきているため、次の世代へ継承活動を行っている保存会を支援する必要がある。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存会を支援することで、伝統芸能が途絶えることなく継承され、活動に参加している人々の意欲向上にもなり、交流活動によって関係人口が増加することで、地域の活性化を図ることができる。</li> </ul>  | 荒馬保存会 | <p>保存会を支援することで、伝統芸能が途絶えることなく継承され、活動に参加している人々の意欲向上にもなり、地域を大事にする人が増える。また、交流活動によって関係人口が増加し移住定住促進繋がることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

|                               |                                   |  |          |   |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|----------|---|
| <p>12.その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> | <p>(1) 過疎地域持続的発展特別事業<br/>基金積立</p> | <p>公共施設修繕等事業(基金積立)<br/>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の修繕・解体・耐震化を行うため基金積立するものである。</li> </ul> <p>事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の修繕・耐震化、老朽化による共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない施設を計画的に解体しするために必要である。</li> </ul> <p>事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の修繕・耐震化、老朽化による共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない解体することにより、周辺環境の整備や、住民生活の安全性の確保が図られる。</li> </ul> | <p>町</p> | <p>施設の修繕・耐震化、老朽化による共用施設の施設廃止や、今後とも利用見込みのない解体することにより、周辺環境の整備や、住民生活の安全性の確保を図ることで、将来にわたる過疎地域内の公共施設マネジメントを実現する。</p> |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|----------|---|